

帝國の支那に對する根本方針は支那内政に關しては飽く迄不干涉不偏不黨の態度を執り進んで支那人自身の自覺向上を援助し、速かに支那全體の圓滿なる統一發達を期し以て平和的經濟的に同國と提携せむとするにあるは幾度か聲明せられた所であります。華盛頓會議に於て成立しました。九國條約及決議並に關稅條約も其の精神とする所は全然此の帝國根本方針に合するものでありますから、帝國政府は華盛頓會議に於て成立したる他の條約と共に何等の躊躇なく實施手續を進捗し英米も日本と同様の準備を終りましたして今日に於ては主として佛伊の手續完了を俟つのみになつて居る次第は前に述べた通りであります。佛伊兩國と雖も支那に關する條約並に決議の主旨には固より何等異議があると信じられませぬ。關稅條約に基く支那關稅現實五分改制實施に對しては既に同意を表しまして、本月十七日を以て愈々支那關稅も現實五分引上が實行せられ、且つ又華盛頓會議に於ける決議中支那に於ける外國郵便局撤廢の件に於ても關係國たる日英米佛四箇國は決議に示した通り撤廢すべき郵便局は昨年未迄に撤廢を完了しました次第であります。

而して他方多年日支間に不愉快なる懸案となつて居りました。所謂山東問題は曩に華盛頓に於て成立した日支條約に基き北京に於て昨年六月以來細目の協定を進めて十二月初旬交渉を終り、

茲に帝國が世界戰爭參加の際宣言し、其の後度々聲明せる通り膠州灣租借地行政權は圓滿に支那側に引渡を了した次第であります。過去數年に亘り困難な國際問題とせられた山東問題も帝國の當初の宣言の通り之を解決することを得ましたのは日支國交に多大の貢獻をなすのみに止まらず帝國の國際間の信用を高むるの所以なることを信じて疑ひませぬ。日支兩國々交は帝國の根本方針より出でたる誠意の徹底に伴ひ政治的に將又通商的に漸次新生面を啓かむとするの機運に達して居ります。帝國が飽く迄從來の方針を以て進み支那人民に對して同情と援助を吝まざるに於ては必ずや日支兩國の友好關係は愈々密接を加へ其の結果が日支共同の利益を齎すべきことを深く確信致します。

尙詳細に亘りまして諸君に申述べる機會は多々あらうと存じますが、政府の意思の存する所は以上の陳述しました處により大體御了承あらむことを希望します。

二十三、國際聯盟の強化と軍縮

—第四十八回帝國議會に於て(大正十三年一月)—

松井外務大臣

諸君、第四十八議會に際しまして開會茲に我對外關係に付き聊か所見を申述ぶるの機會を得ましたことは私の最も光榮とする所であります。輓近世界の趨勢は歐洲大數後既に相當年月を経過致しましたにも拘はらず、今尙ほ安定の域に達しませぬことは洵に憂慮に堪へぬ次第でありまして帝國の立場としては洋の東西を問はず、苟も人類の平和と文明の發展に對しましては出來得る限り貢獻致す考へであります。先づ歐洲方面に於て申しますると過去五年以來の懸案でありました聯合諸國と土耳其との平和條約が昨年七月二十四日勞山に於て調印せられました。其の結果としまして帝國は歐洲諸列強と同様の地位に於て土耳其國と國交を開き得るに至りましたが、政府は

近く右條約の御批准を仰ぎ關係各國政府と共に速に本條約實施の運びに至らしめむことを希望して居る次第であります。尙ほ歐洲に於きましては大戦前後に關する諸問題中未だ解決に至らぬものもありまして、大使會議其の他の國際會議に於て間々議論を生ずることもありましたが、政府は常に前申述べました平和保持の精神と公正の態度とを以て之に益み歐洲復興の一日も速ならむことを希望して居る次第であります。次に大正十一年二月華盛頓に於て日英米佛五國の間に調印されました海軍々備制限條約は政府に於て速に批准の手續を了し昨年八月十八日を以て各國の批准書寄託を完了致し、茲に同條約の實施を見るに至りましたので、政府に於ては其の規定並に精神を尊重致し直に實行し得るものは既に夫々着手致して居る次第であります。尙ほ同時に成立致しました太平洋方面に關する四國條約も亦實施を見るに至りましたが、是れ亦全局の平和殊に太平洋方面に於ける列國強調支持の上に新たな一保障を加へられたるものであります。又同條約の實施により日英同盟協約は終了しましたが、永年光輝ある歴史の下に繼續せられました兩國の親密なる關係は依然として渝る所なく永く兩國々民の精神に存すること、信じます。次に米國との關係に付きましては同國大統領「ハーデング」氏が昨年八月旅行中突然長逝せられましたこと

は、帝國朝野の擧て哀悼の意を表する所であります。殊に同大統領が在世中世界平和の爲めに盡瘁せられました功績を追想致しまして一層其の感を深くする次第であります。併し日米兩國の國交は依然として傳統的親善關係に在り、洵に喜ばしき次第でありますが只一つ遺憾とする事は太平洋沿岸に於ける在留日本人待遇問題の経過であります。元來本問題は極めて複雑機微なる關係を有して居りまするが故に、政府に於ても之が處置に付きましては常に格段の注意を拂ひ必要の措置を講じて居ます。尙ほ本問題に關しましては相互に十分なる理解と尊敬の念を以て之を處理し何等妥當なる解決の方法を講ずることに最善の努力を爲す覺悟であります。

次に日露關係に付きましては兩國が地理上經濟上極めて緊密なる關係に在る計りでなく兩國間には諸種の懸案存するの事情あるに顧みまして成るべく速に善隣の關係を樹立せしむることは政府の希望する所でありまして、是迄屢々交渉を重ねましたが未だ其の解決を見るに至らざるは遺憾とする所であります。要之、政府は從來正當に保有せる權利及地位を確保致し彼我經濟關係の發展を期待する次第であります。終りに帝國と最も利害の密接なる支那に付き申述べたいと思ひます。御承知の通り同國の現情は依然安定を缺き外國人の生命財産までも屢々脅威を受くる有

様であります。斯る状態の持續せらるゝことは支那の爲め甚だ不幸なことであるは申すまでもなく支那に關係ある列國殊に接壤の友邦たる我國の苦痛とする所でありますから、政府は支那官民一致して一日も速に内政の改善を圖り鞏固なる統一政府を樹立し國運の發展を策せむことを望む次第であります。乍去支那國內の和平統一と國情の改善は主として支那國民自身の覺醒と努力に俟つべきものでありまして外間より妄に干與すべき筋合のものではありません。政府は此の趣旨を以て支那に莅むと共に、常に友好的精神と公正なる態度とを以て兩國間に完全なる國民的瞭解を圖り兩國の文化及經濟の發展を促進する覺悟であります。政府は此の方針に基き且つ華府會議に於て協定せられたる諸條約及決議の精神を十分に尊重致し對支政策上必要の措置を爲す考へであります。之が爲めには固より國際協調を主眼とすべきこと申すまでもありませんが、我國と支那とは御承知の通り由來特殊の關係がありますから、政府は常に此の點を念頭に置き將來對支關係を律する上に於て萬遺算なきやう努力する考であります。以上申述べましたる通り帝國の對外政策は都て正義と公平の精神を基礎と致し、我國家及國民の正當なる權利々益の擁護と主張に努力致すと共に克く列國との協調に留意致し國際諸盟約の趣旨を擴充致し益々世界平和の爲め其の

力を致す決心であります。

二十四、對米、對露、對支外交方針

—第四十九回帝國議會に於て(大正三年七月)—

幣原外務大臣

外交問題は往々一國々運の消長に影響するものでありますから個々の場合に對する具體的政策を決定するに就いては最も慎重なる考慮を要することは申すまでもありません。然るに現内閣は成立以來未だ三週間を出でず、斯の如き具體的政策を決定するには餘り短時日であります。従つて本日は唯大體の方針の筋道のみにつき所見を、茲に申述べて諸君の御了解を得たいと考へます。

第一に帝國の外交は我正當なる權利々益を擁護増進すると共に列國の正當なる權利々益は之を

尊重し以て極東並太平洋方面の平和を確保し延いては世界全般の平和を維持することを根本主義とするのであります。是れは餘りに抽象的に聞えるかも知れませぬが、事實に於て帝國の外交上に於ける百般の政策及行動は之を出發點とするものであります。我々は何等他國を犠牲として非理なる慾望を滿さむとするものではありません。又所謂侵略主義領土擴張政策と言ふが如き事實不可能なる迷想に依つて動かさるゝものではありません。之と同時に日本の正當なる權利々益を擁護増進するのは政府として當然の責務であります。此の責務の遂行に關して列國の正當なる權利々益と衝突を見るべき理由は毫もないと信じます。凡そ國際間の不和は一國が他國の當然なる立場をも無視し偏狹なる利己的見地に執著することに依て發生するものである。之に反して我々の主張する所は畢竟一國の共存共榮の主義であります。今や世界の人心は一般に此の方面に向つて覺醒せむとするの徵候を示して居る國際聯盟の制度の如きも此の人心の覺醒に根柢を有すること疑を容れませぬ。列國が共に以上の根本義を認むるに於ては百般の國際問題は自ら解決の基礎を發見するに難からざること、考へます。

第二に申述べたい重要な點は所謂外交政策の繼續性と云ふことであります。外交政策の繼續

とは其の政策を實行する手段方法が一定不變であると云ふ意味ではありません。又一旦定められた外交方針は之を永久に變更しないと云ふ意味でもありません。外交政策を實行する手段方法は勿論外交方針其のものも四圍の環境に應じて隨時變更することは何れの國に於ても屢々見る所であります。併し乍ら一國の政府が公然外國に與へた約束は條約に依ると否とを問はず如何に政府又は内閣の更迭がありましても此等の更迭に依つて變更し得べきものではありません。之が外交政策繼續主義の要諦であつて之に依つて始めて國家の威信も保たれるものであります。其の遵守せらるゝと否とは國際平和の依つて懸る所である。我々は自ら此の主義を遵守すると共に列國に於ても亦同様の精神を以て我國を迎ふることを期待するものであります。

目下我國の對外關係に於て國民の注意を惹きつゝあるは米國新移民法に關する問題、露國「ソヴィエト」政府との交渉案件に關する問題並支那の一般時局に關する問題であると思はれます。仍て茲に此の三問題に就いて大體の所感を述べようと考へます。

御承知の如く合衆國議會は過日新移民法を可決し同法案は大統領の裁可を経て法律となりました。其の由來を尋ねますと近年米國に於ては外國殊に南部及東部歐羅巴よりの移民激増の傾向を

示すに至り合衆國が此等の諸外國分子を渾然融合して本來の米國民の社會組織中に統一せしむるには事實上困難であると云ふ觀察が一般に行はるゝこととなりました。茲に於て外國移民の入國に對し、從來よりも一層嚴重なる制限を加ふるの必要を感じるに至つたのであります。

日本勞動者の米國移住に就いては所謂紳士協約なる一つの取極があつて日本政府は現に米國に居住する者の一定の近親及再渡航者を除くの外一切勞働移民の米國行出國に對し禁止的の取締を行ひ來れる爲新なる日本移民の増加は事實に於て殆ど問題とするに足らないものであります。従つて今回の移民法は一般移民の入國を嚴重に制限せむことを目的とせるものであつて、特に日本移民排斥の意味を含むべき理由がなかつたのであります。然るに合衆國議會に於て同法案審議中若干排日論者の運動遂に其の效を奏し歸化權なき外國人は原則として入國を拒絶せらるゝと云ふ趣旨の一箇條が新移民法中に挿入せらるゝこととなつたのは寔に遺憾であります。

本問題の經過を觀察するに三箇の注意すべき要點があると思ふ。

第一は日本人排斥論者と雖近來は日本人が劣等人種であると云ふが如き議論を注意して避けて居ります。唯彼等の云ふ所は日本人と米國人とは恰も油と水との關係である、油と水と何れが優

等とも劣等とも云ふことは出来ませぬけれども、何れの場合に於ても油は溶解して水と一體になることが出来ぬものである。即ち日本人は米國に同化せざるものである同化せざるものを米國の社會組織中に入れることは米國の將來に禍を爲すものであると云ふことが日本人排斥論の最も重要な前提となつて居るものと認められます。日本人種の劣等を理由として排斥條項を可決した次第ではありませぬ。尤も我々は日本人不同化性の前提が今日迄何等確定的事實に依つて證明せられざる所の一片の獨斷の見解なることを信じ其の趣旨は既に五月三十一日日本政府の米國政府に送りたる公文書中にも大體説明してある所であります。

第二に各國は國家固有主權の當然の作用として自國版圖内に來るべき移民に付き制限及取締の自由を有すとの原則は米國に於ては既定の國策として常に主張した所でありまして、過般排日條項の制定に當りまして一の重要な論據を成して居ります。米國が特に此の點に重きを置くのは同國特殊の國情に基くものであつて我々も此の原則を争ふ次第ではありませぬ。併しながら此の原則を認めても之が爲排日條項は日米條約の規定と何等抵觸する所がないと云ふ結論を生ずるものではありませぬ。

第三に今回の排日條項は米國大統領及國務卿に於ても夙に反對意見を示し之が削除の爲百方苦心せられたのであります。又米國の輿論も同國新聞紙の多數が反映する所に係れば一般に我立場を能く了解して居るものと認められます。本件立法が斯の如く多數の有力なる新聞紙に依つて一様に批難を受けたることは注目すべき現象であります。要之、我々が排日條項に抗議するのは同條項の規定する差別待遇が正義公平の觀念と兩立せず、又國際禮讓の通義にも副はざる所あるものと確信するが爲であります。従て今回米國に於て本件立法が既定の事實となつたと云つても到底本問題は既に終了せるものとは認むることが出来ませぬ。我々は我正当なる主張が満足を得られざる限り、我抗議を維持し本問題の圓滿なる解決の爲又日米兩國間の親交を永遠に確保せむが爲及ぶ限り努力する覺悟であります。

次に露西亞問題に就いては元來日本は露國と地理的に接壤の關係あり又經濟上の關係に就いても重要な點に於て利害を共にする次第でありますから、結局兩國は親善友好なる隣國として互に接近すべき運命を有するものと信じます。殊に露國民が歐洲大戰の初期に際しては聯合國共同の自的の爲に重大なる犠牲を供し、其の後大戰の末頃に至り勃發したる革命の内亂に依り名狀す

べからざる艱に遭遇したることは我々の露國民に對する同情をして一層深からしむる所以であります。我々は露國民が能く此の艱難の試練に堪く速に平和的發展を遂ぐるに至らむことを衷心より祈らざるを得ませぬ。露國の内政問題に至つては固より我々の批評し得べき事柄ではありません。併し乍ら兩國間には現に解決を要する幾多重要案件があつて豫め十分明確に此等案件の解決を遂げ置くにあらずんば、國交開始後に至り更に不愉快なる紛議を惹起する虞あることは明瞭であります。就いては數年來或は大連に於て或は長春に於て又最後は東京に於て兩政府當局者間に非公式交渉を試みましたが、不幸にして商議成立を見るに至らなかつたのであります。最近前内閣時代に更に北京に於て正式交渉を開始しましたが、未だ種々の點に於て意見の一致に到達せざる際我内閣の更迭を見るに至つた次第であります。我々は固より既に開かれたる交渉を繼續し慎に考慮を盡して百方満足なる結果を得ることに努める覺悟であります。尤も交渉未決の今日に於て今後我等の執らむとする措置の具體的方針を明言することを得ない次第は諸君に於ても十分諒察せらるゝことと考へます。

對支問題に至つては是れ亦我々の極めて重要視するところであります。由來日支兩國が政治上

經濟上及文化上に於て最も密接なる關係を有することは言ふを俟たざる所でありまして、兩國間に十分なる了解を保つ必要なることも自明の理であります。列國殊に日本としては支那の政情一日も速に安定を告げむことを希望するのは當然であります。遺憾乍ら未だ著しき結果を見るに至りませぬ。近年支那の諸地方に於ける外國人の被害事件頻發したるが爲、支那の不満足なる政情は一層痛切に外國人の注意を惹くに至つたやうであります。併し乍ら支那が百般の施政に互つて改善を斷行することは寔に容易ならざる事業であつて、其の事情は我々に於ても深く諒察しなければなりません。我々は同情と忍耐と希望とを以て支那國民の努力を觀望し偏に其の成功を祈るのみならず、支那の我れに求むることあるべき友好的協力は我れに於て及ぶ限り、之を提供するを辭せざる考であります。支那の内政上の事柄に就いては我々の干與すべき限ではありません。又我々は支那の合理的なる立場を無視するが如き何等の行動を執らむものではありません。之と同時に支那に於ても我合理的なる立場を無視するが如き何等の行動を執らざることを信じます。

我々は固より支那に於て機會均等主義の下に日支兩國國民の經濟的接近を圖らむとするものであ

つて之が爲には日本を利するのみならず又支那をも等しく利する方法を以て目的の遂行を期するものであります。我々の公明正大な政策は支那國民に於ても必ず之を認むることゝ信じます。先の華盛頓會議に於ても支那に關する諸條約が調印せられましたのは夙に御承知の通であります。同條約は調印國中批准未了のものあるが爲に未だ效力を發生するに至りませぬけれども、其の規定する政策は我々の執らむとする政策と全然一致するものでありますから、政府は同條約の精神に依つて終始せむとする次第であります。

對米、對露、對支問題に對する大體の意見は以上述べたる通であります。申すまでもなく政府は單に此の當面の問題のみに注意を集中する譯ではありません。米露支三國のみならず極東及大平洋方面に於て重要な領土上又は經濟上の利益を有する諸國とも絶えず、友好的關係を維持増進し全局の國際平和に貢獻せむが爲誠心誠意努力する決心であります。私は此の際外交の衝に當る責任の極めて重大なることを自覺し幸に諸君の御了解を得て此の任務を遂行せむことを期す次第であります。

二十五、相互の權益擁護と國際協力

——第五十回帝國議會に於て（大正十四年一月）——

幣原外務大臣

昨年七月本議場に於て私は政府の執らむとする外交方針の根本義及其の當時に於ける我國國際關係の概要を御説明申上げました、其の後列國間の關係に於て種々重要な出來事の發生を見ましたが、茲に此等の出來事を綜合して大體を通觀致しまするに今や世界の人心は一般に偏狹且排他的なる利己政策を排斥し兵力の濫用に反對し侵略主義を否認し萬般の國際問題は關係列國の了解と協力とを以て處理せむとするの機運に向つて進みつゝあるを認め得らるゝのであります。例へば獨逸賠償問題に關する倫敦會議と云ひ國際紛争の平和的處理問題に關する國際聯盟の第五回總會と云ひ何れも此の機運の向ふ所を示すものであります。

以上趨勢の自然の結果として國際會議は近年著しく其の數を増加するに至りました。昨年中我國の参加せる各種の國際會議は總計約四十の多數に達しました。會議の議題中には帝國自身に取つて特に重要直接の利害を感じざるものも尠くないのでありますが、我國は最早極東の一隅に孤立し門戸を鎖して自己單獨の生存のみに眼界を局限し得るものではなく國際聯盟の主要なる一員として世界の平和人類の幸福に對し重大なる責任を負擔する次第であります。從て苟くも此の目的に關係ある問題は自國に取つて利害が輕微であつても間接であつても當然之が討議に代表せられなければならぬ立場に在るのであります。我國が斯の如き重大なる責任を負擔することは、今日にあつては最早其の可否を論ずべき場合ではない何れにするも避くべからざる時勢の要求である全世界を動かす大なる進歩の力が然らしむるものであると信じます。

固より目下の狀況に於ては各國は未だ世界大戰の急激なる動搖より恢復するに至りませぬ内に在つては財政經濟の狀態も未だ全く常軌に復せず、外に在つては國際關係も十分安定の域に達して居りませぬ。理想の實現は前途尙遠遠の感を免れませぬけれども、大體に於て世界人心の趨く傾向を観察すれば國際的争闘の時代は漸く過ぎて之に代るべきものは國際的協力の時代であること

は疑を容れませぬ。世間には往々此の新傾向を目して國際主義なりと稱し、之を以て國家主義と相容れぬ自國の利益と相反するものと認めて之を攻撃する論者も無いではありません。若し所謂國家主義なるものが一國の專横を意味し他の列國皆擧つて此の一國の便宜に迎合すべきことを意味するものならば現今の大勢は斯の如き國家主義と相容れざるは明瞭であります。又所謂自國の利益なるものが目前一時的の利益又は國民の一部分の利益を意味するものならば、現今の大勢は斯の如き自國の利益に不利なることも争ふべからざる事實であります。併し乍ら世界は一國を中心として回轉して居るものではない。凡そ一國は其の國力が如何に強大であつても又財力が如何に豊富であつても之を恃んで列國間に專横を極むるときは遂には無慘なる失敗に終るものである。是れは歴史の證明する所である。國家の眞正且永遠なる利益は列國相互の立場の間に公平なる調和を得ることに依りて確保せらるゝものである。我々は此の信念に基いて凡ての列國に對する外交關係を律せむことを期する次第であります。

政府の對支政策に付ては私は既に前期議會に於て其の大綱を説明し第一に我々は支那の合理的立場を尊重すると共に我合理的立場は又飽迄も之を擁護する覺悟なることを述べ第二に支那の内

政問題に至つては一切之に干與するの意思なきことを明言して置きました。客年九月不幸にして江蘇、浙江兩省間に戦端開始せられ、延て奉直兩軍の激戦となり一時支那の内部に容易ならざる動亂を來しましたが我々は其の時局に處するに當つては曩に聲明せる政策を以て終始一貫したのであります。即ち第一に我々は絶えず我合理的立場の擁護に深き注意を加へました。其の所謂合理的立場の一例は滿蒙地方に於ける我權利々益に關するものであります。從て此等の權利々益が山海關方面に於ける奉直戦争の結果、萬一侵害せらるゝが如きことがあつてはならぬと考へまして十月十三日奉直兩軍に對し率直に我立場を宣明したのであります。其の次第は當時既に新聞紙に公表しましたから御了承を得たことゝ存じます。申す迄もなく日本の懸念する所は滿蒙地方の事態に限るものではありません、支那全體に對して日本は國家的生存上極めて密接なる利害關係を有して居ることは現實なる事實である。然るに我國民的感覚が滿蒙地方に付て特に鋭敏なるは此の利害關係に加ふるに歴史上の理由あるに基くものであります即ち日本は滿洲の野に於て自衛の爲東洋の平和の爲國運を賭して二大戦争に従事したのである。日本人が今日同地方に於て平和的の事業に活動することを得るに至つたのは結局此の大なる努力の結果である。固より我々は

同地方に於ても又支那の何れの地方に於ても領土的侵略的の意圖を有するものでないことは政府が既に幾回となく聲明し今又重て之を繰返す通であります。第二に支那の内政不干涉主義に至つては政府は又徹底的に之を實行したのであります。我々は支那の何れの一派に對しても苟くも戦争繼續の目的に供せらるゝ虞ある兵器彈藥借款の供給は絶對的に之を差止めました。我々は支那國民が衷心より深く亂を厭うて居ることを知り、從て支那の何れの一派をも援助せざるは即ち支那那全國民を援助する所以なりと信じたのであります。殊に我々の重要視せるは國際信義の點であります。日本政府は先年既に列國の支那に對する兵隊供給禁止の決議を承認しました。又屢々内政不干涉の方針を宣明しました。而かして我々は其の口にせる所を現實に行つたのであります。之の結果は如何であつたか今や我公正なる態度は支那國民並世界列國の一般に認識する所となり日支兩國の關係は爲に著しく改善せられ、又列國とも相互の信頼を一層厚くするに至つた事は誠に御同慶に堪へざる次第であります。帝國政府は段祺瑞氏臨時政執就任と共に列國と協議の上段氏の政府を支那に於ける事實上の政府として承認を與へました。我々は何人が支那の政權を掌握し又支那が如何なる憲法制度を採用するとも濫に之に干與する意思を有して居りませぬ。支那國民

は實に數千年の歴史を背景とし且獨特の環境を有するものでありますから、其の國家組織は支那國民其の者の定むる所に委かすの外ありませぬ。唯我國として重きを置く所は支那が外に對しては誠實に國際義務を履行し内に在つては各地方の平和秩序を保つべき鞏固なる政府を樹立するに至るの一事であります。我々は此の目的の爲支那臨時政府が目下銳意努力中なる事を認め深厚なる同情を以て其の成功を祈り列國と共に出来る限りの好意的援助を與ふる事を辭せざる決心であります。此の同情と援助とは單に支那に於ける特定の一人又は特定の一派に對するものではない。終始支那全國民の利益を念頭に置くものである事は茲に明にして置きたいと思ふのであります。

何れにするも支那國內和平統一を確立するの事業は決して容易ではありませぬ。今日迄其の事業の成績が捗々しくないので見て直に支那の國民性が自治の能力に耐へざるもの、如く推斷するのは誤つた見解であります。殊に此の推斷に基いて支那に於ける鐵道其他行政機關の國際的管理を行はむとするが如き計畫は我々の到底容認し得ない所であつて、又列國政府に於ても此の如き計畫を有せざることを信じます。又此の際世上には支那が共產主義の國家となるかも知れないとか自國に不利と認むる國際約束を破毀するの計畫があるとか云ふが如き臆説もあるやうである

が、私は之を信ずることが出来ませぬ。我々は常に希望と忍耐とを以て支那國民の政治的革新の努力を注視しなければなりません。要するに我々は支那に於ける我正當なる權利々益は飽く迄も之を主張すると共に支那特殊の國情に對しては十分に同情ある考慮を加へ精神的に文化的に經濟的に兩國民の提携協力を圖らむとするのであります。

次に露西亞問題に付ては前期議會に於ても申述べた通り我々は結局兩國が多くの際に於て利害を共にする隣國として互に親善友好の關係を保たなければならぬことを十分に認むるものであります。併し乍ら兩國間には現に解決を要する幾多の重要案件がありまして、其の中には事態の容易ならざる紛議もありました。従て國交恢復前に此等案件の解決を圖らざるときは國交恢復後に於て直に不快なる論議を重ねなければならぬ場合に立至ることが必然である事、茲に至りましては双方の將來の爲極めて不得策であると考えたのであります。我々は石油や石炭の利權を報酬として露國政府に承認を售らむとするが如き考は絶対に持つて居りませぬ。唯將來に亘る軋轢の原因を豫め一掃し大體に温なる空氣の裡に於て國交を恢復することが必要であると認めました。是が日露交渉に永き時日を要した理由であります。幸に交渉は最近順調に進行しまして愈一昨夜即ち

一月二十日を以て基本條約及附屬文書の調印を了することとなりました。

斯の如くにして多年の懸案も圓滿なる解決を告げまして、追て此等協定の批准交換の上は日露間に再び正式に國交の樹立を見るに至る順序でありまして、茲に之を報告することを得ますのは寔に満足する所であります。其の諸協定の内容は近日必要なる手續を経て發表する筈であります。

米國との關係に至つては我々は兩國が永遠に親交を維持し太平洋方面の平和の爲更に延ては世界の平和の爲互に協調戮力しなければならぬ重大なる使命を有することを信するものであります。又米國民の大多數は此の體に於て我々と所感を一にすることを認め得らるゝのであります。昨年五月制定せられたる米國移民法中日本人の入國に對する差別規定のあるのは如何にも遺憾なる次第であつて同條項の挿入せられたる事情及之に對する政府の意見は前期議會に於て申述べた通であります。本問題は未だ解決に至りませぬ。併し乍ら法律は法律を以てするに非ざれば改廢することが出来ませぬ。而して米國の法制に於ては立法部は行政部と全然獨立せるものである。従て此の際兩國政府の間に於て如何に論議を重ねましても之のみにては本問題を解決することを得ないのは明瞭であります。畢竟米國々民一般の我國民並我主張に對する正當なる理解に俟つ外は

ありませぬ。性急なる態度感情に囚はれた言論は決して國際的了解を進むる途ではありませぬ。米國々民の血管の中には正義を愛する建國當時の精神が依然として流れて居ることは疑を容れませぬ。私は其の事實が實際に證明せらるゝ時機の來るべきことを期待する者であります。

其の他の諸國との關係に於ては極めて順調なる道筋を辿り着々親善の度を加へつゝあることは誠に喜ばしき事と考へます。

要するに我外交方針の根柢を爲すものは帝國の正當なる權利々益を擁護増進すると共に列國の正當なる權利々益は之を尊重し國際的鬭争を避けて國際的協力を進めることであります。我々は此の方針に従つて行動する上に於て國民の正當なる理解と支持とを享くべきことを確信する次第であります。

二十六・支那政局の動搖と帝國の外交方針

—第五十一回帝國議會に於て(大正十五年一月)—

幣原外務大臣

私は茲に先例に依り帝國議會の前會期以後に我國の直面せる諸般の外交問題に付政府の執れる政策の大體を説明して諸君の御諒解を得たいと考へます。

支那に於ては近來内政上及外交上極めて重要な時局の發展を見たのであります。一昨年、奉天直戰爭の終局と共に支那の各地方に在りて兵力を擁する諸黨派も久しき國內の戦亂に疲れたるが如く見え政局は暫く小康を得ました。昨年二月開催せられたる時局善後會議も相當の成績を擧げて無事に閉會しました。支那の對外關係に於て多年の懸案たりし金法問題も圓滿なる解決を告げ華府會議の結果たる九國條約は愈々八月五日を以て調印國全部の批准寄託を了することとなりま

した。庶政改善の事業も一時は將に緒に就かむとするの運に至りました。斯の如く支那の平和的且秩序ある發達に對しては我々は滿腔の同情を以て之を見たのである。之が爲には我々は直接間接に友好的援助を與へたことも尠くはありませぬ。

圖らずも昨年四月頃より支那一派の分子中には上海青島等に於て日本紡績工場の職工に同盟罷業を煽動するものがありまして、労働條件改善の要求は忽ち一轉して使用者並警察官憲に對する暴行脅迫となり、五月の未最不幸なる上海事件の勃發と共に再轉して現行國際協定の打破を目的とする政治運動と化し、爾來其の騒動は支那の各地に波及するに至りました。斯の如き騒動は最早單純なる労働争議とは認められませぬ、暴力を以て日本人並外國人の生命財産の安全を脅威するものでありますから、政府は直に夫々必要なる我居留民保護の手段を執りました。支那の各地に亘りて我居留民は多數なる割合には被害の尠かつたことは誠に幸であります。又此等の保護手段に對し我支那派遣艦隊の將卒が始終極めて有效且適切なる協力を與へたことは我々の深く満足する所であります。

暴動事件の善後處置に至りては問題の性質に依り或は關係列國全體と協同し或は我國單獨にて

支那の中央政府又は地方官憲と交渉して夫々解決の途を講ずることになりました、既に解決を終へたものもありますが、其の細目は餘り煩雜に亘りますから茲に省略したいと考へます。

更に一層重要な問題は昨年十月頃より支那に於て又々發生せる動亂であります。浙江の孫傳芳將軍が奉天軍に對し事を擧ぐるに至りたる遠因又は近因は支那の國內事項であるから、私は此の際論評を避けます。事實に於て十月の初孫軍一度行動を開始するや奉天軍は上海を去り南京を棄て、終に山東省迄引揚ぐることになりました。

斯の如く奉天軍が中央支那方面に於て頗る不利の形勢に陥つたに拘らず、十一月中旬頃に在りては東三省内の情況著しく動搖の狀もなく、又急に動亂の波及すべき模様も見えなかつたのでありますから、當時我滿洲駐屯軍の兵員中年限の満ちたるものは常例に依り内地に送還せられて除隊歸休となりました。

然るに十一月二十四日ラン州方面に駐屯せる奉天軍司令官郭松齡將軍は突如として張作霖將軍に反抗し、奉天に向つて進軍することになりました。之に對し張將軍の側に於ては直に退て第一の防禦線を連山方面に設けたやうに見えましたが、十二月の初に至り奉天軍は格別の激戦を交へず

して連山附近の陣地をも棄て更に退いて遼河方面に最後の決戦を試みるの形勢が追々明となつて來ました。茲に於て我關東軍司令官は十二月八日附の聲明を以て其の當然の職責の存する所を張郭兩將軍に警告し以て兩軍の注意を促したのであります。

前に述べたる滿洲駐屯軍の兵員中十一月中旬に除隊歸休となつたもの、補充は例年の慣例に依り本年一月中に行はるゝ當初の豫定であつて、其の以前には絶對的必要と認めらるゝ最後の瞬間迄補充兵員の派遣を見合はず考でありましたが、十二月十四日夜より翌朝に亘りて一の新なる形勢が生じました。即ち其の間に滿洲方面より到着せる電報に依れば郭軍の一部隊は突然營口の對岸に現はれたる事實確まり同方面に於ても張郭兩軍の衝突を生ずる危険を豫想せざるを得ざるに至りました。之が爲に滿鐵沿線に於て我駐屯軍の特に警戒を要する守備區域は南は營口より北は鐵嶺に至り、當時駐屯軍の減少せる兵力を以ては到底守備の任務を完うし難きことは明瞭となつたのであります。

固より曩に關東軍司令官の發せる聲明に對しては張郭兩將軍共に能く之を諒悉し、其の軍事行動を執るに當りては十分に日本の權利々益を尊重すべきことを期待されましたが、若し數日に亘

りて、各方面に混戦の状態を呈するが如き場合に立至りますれば、雙方の軍隊共に無意識に鐵道附屬地に侵入して市街戦、追撃、追撃等を行ふの虞あるのみならず、敗竄兵が規律節制を失ひ掠奪暴行を爲すことは從來屢々例のあることであります。斯くの如き危険なる形勢が十二月十五日に至り、愈々切迫せるものと認められたるが、故に即日政府は意を決して駐屯軍の兵數を十一月中旬迄の情態に復せむが爲に、直に缺員補充を行ふことゝなつたのであります。其の後遼河の決戦終了し東三省の事態が大體平靜に歸し始むると共に曩に我駐屯軍の缺員補充として臨時に滿洲に派遣せられたる部隊は逐次に原駐地に送還せられまして、一切の應急措置は今日に於ては既に悉く解除せられた次第であります。之を要するに最近の支那の内亂に於ても一昨年之の奉直戦争の場合に於けると等しく政府は帝國議會の前會期に於て説明したる一定の方針を以て終始一貫したのであります。其の方針とは即ち第一に支那の内政に付ては絶対に之に干渉せざること、第二に我權利及利益に付ては凡ゆる正當手段に依りて之を擁護することを期するものであります。

世間には滿洲方面に於ける日本の行動に對し常に一種の邪推を以て觀察するものがないではありません。我滿洲駐屯軍の缺員が補充せらるれば直に之を以て奉天軍援助の目的に出だたるもの

なりと誣ひ我軍司令官が張郭兩軍に對して等しく其の營口入市に異議を唱ふれば直に之を以て郭軍の軍事行動を阻止するの内意を含むものなるが如く傳へ百方日本を中傷せむとするものゝあるのは誠に遺憾に堪へませぬ。我々は此等の風説の全然誤れることを斷言し、公平なる歴史は結局何よりも明白に我眞意の存する所を證明すべきことを確信するものであります。尙滿洲方面に於ける我文武官憲が過般の重大なる時局に當つて同心協力能く政府の方針を遂行し、又全く人道上の見地より敗軍の將卒並に之と事を共にせる人々の生命を救助せむが爲、百方力を盡したることは我々の衷心より悦ぶ所であります。

斯の如く我々は徹底的に支那に於ける内政干渉主義を勵行すると同時に、我正當なる地位に關しては及ぶ限り擁護の手段を執つたのであります。日本が滿蒙地方に於て有形無形の最重要なる權利々益を有することは周知の事實である。其の權利々益にして外形に現はれ戦亂に依りて破壊せらるゝ危険のあるものは主として滿鐵沿線に存在する實況であります。之が保護は過般我々の執りたる手段に依つて其の目的を達せられたるものと認めます。無形の權利々益に至つては今回の戦亂に依つて影響を受くるの虞なく、事實に於て亦何等影響なかつたことは我々の確信する所

であります。

固より東三省地方全部が平穩の情態を保ち戦亂の慘禍を免れることは支那住民の爲亦我居留民の爲誠に望ましいことではありません、けれども之は當然支那の責任である我々が妄に自ら其の責任を引受けむとするならば、現在國際關係の基礎的觀念、華府條約の根本原則並帝國政府の累次の聲明を悉く無視するの外はありません。我々が一たび之を無視するならば我國家の名譽、威信は茲に永遠に失はるゝことを覺悟せねばなりません。我々は何としても斯の如き無謀なる行動を執ることは出来ませぬ。

次に支那關稅特別會議に付て簡單に説明申上げたい。支那に於ける時局の進展を仔細に觀察するものは近年支那國民が政治的に覺醒せむとする徵候が追々現はれ來れることを認めざるを得ないと思ひます。古い支那は漸く過ぎ去り新しい支那が之に代らむとしつゝあるのであります。我々は偏に支那の健全なる發達を冀ふと共に其の前途ある青年の中には動もすれば無根の風説、惡意の宣傳に迷はされて危険且破壊的なる政治運動に熱中するものあるを見て隣邦の將來の爲深き憂慮を抱く次第でありますけれども、大體に於て近年支那の情態が著しく變遷せる事實を無視する

のは大なる誤であると考へます。軍事上の權力者は戦亂の運命に依つて或は興るものもありませう。或は倒れるものもありませう。併しながら國民的自覺は一度發生すれば、決して消滅するものではありません。外部より壓迫を受ければ却て益々深刻を加ふるものであります。而して支那國民間に於ける斯の如き自覺の一端は近來關稅自主權回復の要望となつて現はれて來たのである。我々は特に此の形勢を察して關稅會議に對する方針を決定したのであります。

會議が十月二十六日を以て開かるゝや否や果然其の劈頭に於て支那全權は關稅自主權問題を提起しました。之に對し我代表者は政府の既定方針に依り絶えず支那の立場に同情的態度を採り列國とも密接なる接觸を保ちつゝ幾多の難關を排し、遂に十一月十九日の委員會に於て支那の關稅自主權承認に關する一の決議が成立しました。之と同時に我々の目的とする所は日支兩國の共存共榮である。我々の求むる解決方法は日支雙方に向つて公平ならむことを期するものである。支那國民も亦専ら自己の立場のみを見て日本の商工業が如何なる影響を受くとも之を顧みざるが如き不合理なる要望を抱くものではないことを信じます。

十二月初め頃より支那國內の形勢が急を告ぐるに至つたと共に自然關稅會議の進行も抄々しか

らず、只時々主として非公式の會合を開くに止まつて居つたけれども我々は事情の許す限り會議の繼續及び促進を望むて居るのであります。

又最近支那に於ける治外法權委員會も閉會の運びとなりました。素より完全なる法權を回復せむとする支那國民の正當なる希望は我々の常に同情を表する所であります。今回の委員會は華府會議の決議に基いて特定事項に付事實の決定を與へ又意見を建議するの任務を有するものであります。我々は多大の興味を以て其の結果を見むとする次第であります。

露國との關係に至つては引續き順調なる發達をなしつゝあるのは、誠に喜ぶべきことであります。北薩哈噠に於ける石油石炭の利權に付ても十二月十四日を以て夫々我當業者の代表と露國當局との間に契約の調印を終へました。此等の契約は昨年一月の北京條約に伴ふ當然の結果でありますけれども、若し露國政府にして衷心より日露の經濟的協力を圖るの意向がなかつたならば、今回の結果も恐らく期し得られなかつたのでありませう。従て本問題交渉の成立は兩國民間の親交を表彰するものとして我々の歓迎する所であります。

我々は今日何れの國とも排他的の親善關係を結ぶの意思を有つて居りませぬ。總ての列國に對

し表裏なき友情を以て交ることが、我國の進むべき最も賢明なる筋途であると信じます。之が爲には我々は適確なる證據もなく漠然たる想像を根據として、他國の眞意を速斷するが如きことは避けねばなりません。多くの場合に於て重大なる國際間の紛糾は邪推、偏見に源を發するものであります。此の點は日露の關係を考慮する上に於て篤と念頭に置かねばなりません。過般或は露國が北滿洲に於て何等かの侵略計畫を有すと云ふが如き風説が傳はつたやうであります。私は今日迄知り得たる限り之を信すべき何等の根據を見出しませぬ。昨年日露國交回復以來我々は兩國關係の諸問題に付ては露國政府との間に常に密接なる接觸を保ち、隨時復藏なき報道及意見の交換を行ひ來つたのであります。我々は此の方法に依り兩國間の不必要なる誤解を除き以て其の國交の維持増進を期して居る次第でありまして、今後も亦同一の目的の及ぶ限り努力する覺悟であります。

歐洲諸國との關係は目下極めて順當なる状態にありまして、其の前途に暗影を投ずるが如き何等の紛争問題なきのみならず、何れの國とも益々國交増進の形勢を認め得らるゝのであります。過般調印せられたる「ロカルノ」條約は性質上純然たる歐洲問題に關するものでありますから、

日本は調印國ではありませんせぬけれども、此等の條約は歐洲の政治上及經濟上に於ける時局の安定を促したるものであつて、之に依り國際聯盟の前途に益々光明を與へ延いては世界一般の平和と進歩とに貢獻することは疑を容れませぬ。又目下英國に御滞在あらせらるゝ秩父宮殿下が總ての方面より誠心を籠めての歡待を受けさせられつゝあるのを伺ひましては、我々は誠に感激に堪へざると共に、兩國間の友情は極めて鞏固なる根柢を有することを感じて深く満足する次第であります。

我國は土耳其とは昨年始めて大使を交換することゝなりました。我々は近東方面に於ける錯雜せる歐洲問題に付ては飽迄不偏不黨の第三者たらむことを欲するものでありますが、之と同時に明治二十四年の軍艦「エルトグルール」事件以來我國民と土耳其國民との間に存する好感情は益々之を増進し又同國方面に於て我商工業發展の新天地を開拓せむことを期待するものであります。

翻て日米關係を見るに一昨年の米國移民法中所謂日本人排斥條項に付ては政府の意見は私が一昨年及昨年共に當議場に於て申述べた通りでありまして、其の意見は茲に何等變更し又は布行するの必要がありません。又今日、本問題を徒らに反覆論議することは何等有益なる結果を來たすも

のとも思はれませぬ、只我々は國際禮讓並正義の觀念と一致せざるものと認めらるゝ日本人排斥條項に對し深く遺憾に感ずることは今尙渝らないことを明にするに止めたいと考へます。

併しながら大勢を通觀するに米國に於て日本に對する諒解が近年著しく進んで來たことは、何人も米國の事情に通ずるものゝ快く認むる所でありませう。嘗て日本人攻撃の急先鋒であつた人々の中で今は穩健なる意見を公言するものは尠くありません。嘗て日本に關して興味を有せず、又は先天的に一種の偏見を抱いて居た人々の中で、今は熱心に公平に我國の真相を研究せむとするものも尠くありません。凡そ正しき諒解は眞實なる友情の基であります。今日日本に對する態度に付、米國に於て見受けらるゝ大體の傾向は兩國關係の前途に深く望を囑せしむるに足るものと考へます。

我國は又墨西哥並南米諸國とは全く親善なる關係を保つて居ります。我々は素より此等諸國との關係に於て何等政治上の意味を含むが如き計畫を有つて居りませぬ。併しながら同方面に於ては我國民の經濟的發展の爲十分の餘地あることを認めまして及ぶ限り其の正當なる活動を奨勵する方針であります。

終りに移民問題に付て一言を附加へたいと考へます。我々は何れの國へも其の歓迎せざる移民を送らむとするが如き意思を有しませぬ。只未だ開拓せられざる地方に資本又は勞力を供給し單に移住者又は其の本國の爲のみならず、彼等が新に墳墓の地として定住する國の爲何れも等しく其の繁榮、幸福を増進することが我々の一貫せる希望であつて、之れが爲政府は十分力を盡す覺悟であります。

以上の説明に依り對外問題に關する政府の意見を大體御諒察あらむことを希望致します。此の政策を決定し施行する上に於て我々は國家の一時的利害に依つて輕々しく動かされざることに深く注意を加へたのであります。國家は永遠の生命を有するものなるが故に外交の目標とする所は國家永遠の名譽、威信、利益でなければなりません。私は此の信念に基き幸に諸君の御贊助に依りまして私の重大なる責務を盡さむことを期して居るものであります。

第三編 昭和外交の面貌

二十七、四海同胞の外交策政

—第五十二回帝國議會に於て(昭和二年一月)—

幣原外務大臣

茲に先例に依り、第五十一議會以後に於ける我對外關係の發展に付て大體の意見を申上げ、諸君の御參考に供したいと考へます。

目下國際關係の重要問題として一般の注意を集めつゝあるものは申す迄もなく、支那の時局であります。過去十數年間支那に於ては殆ど内亂の絶へ間なく、戰爭の當事者と地域とは屢々變轉

しましたけれども、國內秩序の回復は未だ其の徴候を認められませぬ。更に昨年の夏頃より長江沿岸に進出せる南軍は政治上及社會の變革を目的とする一定の主義を高く其の旗幟に掲げまして之が爲に支那に於ける内亂の性質に一の變化を來すに至りました。茲に於て從來支那の中央及北方に兵力を擁したる諸黨派は安國軍なる名議の下に結束して南軍に反抗し、兵力に於ても又政策に於ても南北對立の形勢となりました。

斯の如き新事態が列國の權利々益に如何なる影響を及ぼすか、又今後支那の政局が如何なる方向に推移するか、今日は未だ的確に之を斷言し得る時機ではありません。此際我國民としては斷片的又は一方面のみの報道に依つて動かさるゝことなく、特に慎重冷靜なる態度を執ることが何よりも肝要であると信じます。唯現下の事態に顧みまして二三點我々の意見を申述べ御考量を煩はしたいことがあります。

第一に我々は隣邦人民に對する自然の同情よりするも、又自國商工業上の利益を保全するの必要よりするも、支那に於て一日も速に平和秩序の回復せられむことを切望するものでありますけれども、此の希望の實現は固より支那國民自身の主働的努力に待つの外ありませぬ。外部よりの

壓力を以て國內の平和を強制せむとするが如きことは有害無益であります。唯我々は平和を求むる支那國民の努力を支持し之に充分の機會を與ふることが友邦としての徳義上の義務であると考えます。之が爲一切支那に於て内亂の目的に供せらるゝ虞ある兵器又は借款の供給を禁止するの必要を認めまして、大正八年以來我々は政府の機能の及ぶ限り最嚴重なる取締を行つて居る次第であります。此の方針は今日に於て變更する考がありません。若し外國が一方に於て支那の内に干渉せざることを標榜しながら、他の一方に於て支那の一黨派の爲に其の敵黨と戦ふの用に供せらるべき兵器又は借款を供給するが如きことあらば全然矛盾の態度であると云はなければなりません。

第二に支那に於て何人が政權を掌握するか、又は如何なる國內政策が果して支那の爲め健全妥當なりや否やは、當然同國民自身の決定すべき問題であります。其の政策が能く支那人の國民性に適し國の繁榮、國際間の信望を進むるものならば自然に勢力を得るでありませう。若し之に反し斯の如き期待を裏切るものならば、自然に影を潜むるに至るでありませう。支那人の國家的生活は實に數千年の歴史を背景とし自國特有の環境に刺戟せられて發達し來つたものであります

から、如何なる外國も自己本位に依りて案出したる政治又は社會組織の計畫を支那に強むとするが如きことは永遠に成功すべきものではありません。又支那國民として到底永く他國の干渉を黙認し、其の指圖に服従するが如きものとは考へられませぬ。固より支那側が如何なる制度を採用するとも日本國民は亦我獨特の理想を有し、飽迄を自國の國體を維持擁護するに強固なる決心と十分の能力とを有することを確信するものであります。

第三に我國民は如何なる場合にも當然支那に於て生命財産を保護せらるべき権利がある。又全世界の承認する國際法上の一切の保障を享有するものである。假令支那國內に如何なる政治上又は社會上の變革がありとするも、我國民の有する斯の如き基礎的の権利は毫も制限又は變更を受くべきものではありません。又現に支那政界の如何なる方面に於ても此の権利を否認するものがあることを聞きませぬ。唯治安維持の責任を有する權力の中心點が安定せざる結果として、不良分子の跋扈に對する取締の極めて不充分なる地方のあることは明瞭なる事實であります。斯る事態は追て其の地方の政情が平定するに従ひ、漸次改善せらるべき見込がないではありません。我々は差當り各地方に於て、現に政權を行使するものと接觸し、及ぶ限り日本人の生命財産が適當

なる保護を得らるゝやうに努力しつゝある次第でありまして、今日迄の大體其目的を達し來つたのであります。

次に支那關稅特別會議に付ては、不幸にして其の進行中支那國內の動亂益々激甚を加へたる結果、支那の委員自ら會議に参加することを得ざる情況となりましたから、昨年七月三日列國委員は一の共同聲明を發表し、追て支那の正當代表者が参加するに至る迄會議の進行を見合すこととなりました。斯の如く會議は遺憾ながら中途にして停頓の姿に立りましたけれども、十ヶ月に互る列國委員の事業は決して無益でなかつたと考へます。列國が舉つて支那の立場に同情を表し偏に列國と支那との間は公平なる解決を求めむとしたる誠意は會議の全體を通じて明かに表明せられたるのみならず、議題となりたる各事項の調査審議は將來に向て最適切貴重なる參考資料となるものであります。殊に日本の委員が自國歴史の經驗に鑑み隣邦人心の歸向を察し、一方に於ては列國と密接なる協調を保つと同時に、他の一方に於ては列國と共に支那を援助し、世界の好意的諒解を以て同國の國民的希望を達することを得せしむるやうに百方苦心努力せる事實は一般に認めらるゝに至りまして、日支親善の増進に大なる刺戟を與へたることは疑を容れませぬ。

此の機會に於て本會議に對する我々の行動を終始一貫する動機に付數言申添へたいことがあります。曩に華府條約締結以來日本が絶へず支那關稅會議の速開に力を盡し、又愈々其の招集せられるに至つて直に欣然之に贊同の意を表したるは、畢竟日本の正當且重要な經濟上の利益と調和し得る方法に於て支那國民一般の爲其の幸福の増進に貢獻したいと云ふ全く眞面目なる目的に出でたるものであります。我々は支那が其の當然なる國際間の地位並信用を確保する上に於て及ぶ限り之を援助せむことを希望したのであります。我々は固より華府條約の規定に依る關稅増徴に對しては何等の異議がありません。唯其の關稅收入が或は直接間接に内亂の軍費に供せられ、或は一黨一派の爲に供せらるゝが如きことがないやうに相當の保障を得なければなりません。又一般に華府條約の規定並精神に適應するやうに適當なる方法を講じなければなりません。斯の如き趣旨を徹底するに必要な關稅増徴の目的及條件を協定し置くことは即ち我々として支那に忠實なる所以である。又實に其の四億の人民に對する德義上の責任であると信じます。此の見地より我々は支那の爲にも列國の爲にも速に會議の議事を續行し得る日の來らむことを希望するものであります。若し此際支那の南北各方面の責任者をも支那側委員の中に加へ共に膝を交へて腹

藏なき意見の交換を行ふことを得ば我々の最満足する所であります。關稅會議は果して何日の頃を以て再開せらるべきか、未だ豫測し得られませぬけれども、以上述べたる我々の方針と希望とは今日の事態に於て何等變更するの必要を認めませぬ。

支那治外法權委員會は昨年一月十二日開會、九月十六日を以て任務の全部を結了しました。其の報告書は既に公表せられましたから詳細は之に依つて御了承を願ひます。委員會は固より條約を締結するの任務を有するものではなく、其の報告書を亦何れの國をも拘束するものではありません。列國委員が法曹界の一大權威たる支那の主席委員と協同して八ヶ月以上に互り熱心に調査研究を遂げたる結果でありますから、極めて重要な價值を有することは申迄もありません。報告書には一方に於て支那政府に對する若干の勸告を掲げ、其の勸告事項が相當の程度迄實行せらるゝに至らば列國としては治外法權を拋棄して然るべしと云ふ意見を述べ、更に他の一方に於ては治外法權撤廢前列國の現に施行する制度慣例の中にも改正を要する事項のあることを指摘してあります。又治外法權の撤廢は全國を通じて一齊に之を行ふ必要なく、或は地域的或は部分的又は其の他の方法にて漸進するの計畫に依ることを妨げないと云ふ意見を掲げてありま

す。而して支那委員は本報告書に署名するに當り其の第一編、第二編及第三編中の事實の記述に付ては必ずしも一切之を確認するものではないと云ふ趣旨を留保してありますけれども第四編に掲ぐる勸告に付ては何等の留保がありません。従て我々は其の勸告を以て支那及列國委員全部の一致せる結論と認め、治外法權問題の處理に當つて當然之に重きを置く考であります。

次に最近發生せる日支通商條約改訂問題は亦我々の慎重なる注意を惹きたる所であります。之に關する北京外交部の提議並日本政府の回電も既に公表されましたから茲に繰返して申し上げます。要するに北京外交部の提議は法律論としては幾多論議餘地があるものと考へますけれども政府は大局の見地より此の際斯の如き議論を避け快く條約改訂の交渉に應ずることに決定したてであります。我々は本問題に關する我々法律上の立場は將來の爲め明白に之を留保すると共に、日支の親交に顧み、合理的なる支那國民の要望に對しては十分の同情と理解とを以て之を考量するの用意があります。若し支那側に於ても我の信ずる如く等しく穩健友好の精神を以て我を迎へるならば、條約改訂の交渉は必ず順當に進行し得らるゝことを疑ひませぬ。

日支兩國の關係に於ける諸問題の全體を通じて政府の方針を約言すれば、第一に支那の主權及領土保全を尊重し其の内争に付ては絶對不干渉の主義を嚴守するものである。第二には兩國間に共存共榮の關係並に經濟上の提携を増進せむことを期する次第である。第三に道理ある支那の國民的希望に對しては同情と好意とを以て之を迎へ其の實現に向つて協力することを辭しませぬ。第四に支那の現状に際して及ぶ限り耐忍、寛大の態度を執ると共に、我々正當且重要なる權利々益は飽く迄も合理的手段を盡して之が擁護に努むる覺悟である、以上は日本の既定方針であつて各般の具體的案に對し常に我行動を律し來つたものであります。尙過去に於ける如く今後亦此の正道を履んで進む決心であります。

日露間の關係は亦引續き満足すべき状態に在りまして茲に之を明言し得ることは寔に欣幸とする所であります。一昨年の北京條約附屬議定書に基き我々當業者が北樺太に於て取得せる石油石炭の利權は、其後事業の經營に別段の故障もなく至極順調に發展して居ると云ふ報告に接して居ります。尙目下漁業協約改訂の交渉進行中ではありますが之も追て成立の運に至る見込であります。

北京條約が調印せられてより既に二ケ年を経過しましたが、其の間に於て兩國の關係は漸次鞏固を加へ尙益々其の將來に望を囑せしむるに足るものがあると考へます。世間には往々滿洲に於

て日露兩國の利益が必然衝突するものゝ如く臆測し、不穩なる豫想を試むるものもないではありません。其の衝突の虞ありと稱せらるゝ兩國の利益とは如何なるものを指すのでありませうか、政治上の利益であるか、經濟上の利益であるか、我々は固より滿洲に於ても其の他の地方に於けると同様何等の侵略政策を執るものではありません。唯同地方に於て能く治安秩序が維持せられ我居留民が安んじて平和的事業に従事し得らるゝことを望むに止まるのであります。露國も此根本方針に付ては我々と異なる所なく、軍事上、政治上其の他如何なる意味に於ても侵略的の計畫を有つて居ないと信じます。果して然らば兩國の政治的利益が衝突すると云ふは何を謂ふものであるか甚だ理由のなきことであります。經濟上の問題に至つては滿洲に於て日露兩國國民共に各重大なる利害關係を有することは事實であります。併しながら經濟上の活動は原則として門戶開放機會均等の主義に依り調整せらるべきものであつて、又斯の如き平和的事業が日露兩國間に何等重大なる紛糾を醸すの危険ありとは想像し得られませぬ。近來兩國關係の前途に付て往々不當の悲觀説を唱ふるものがありますが故に、此の機會に於て我々の所信を附加へて申述べた次第であります。

歐洲の時局は最近獨逸の國際聯盟加入と「ロカルノ」條約の實施とに依りて著しく安定を加へたることゝ認められます。願れば八年前古今未曾有の大戦争に従事せる雙方の敵國が、今や互に舊怨を忘れ手を携へて世界の平和に協力するに至りたることは國際聯盟の發達の爲又人類全體の進歩の爲寔に意味の深き出來事と謂はねばなりません。我々は滿腔の希望を以て獨逸の聯盟加入を歓迎するものであります。國際聯盟の招集せる軍備縮少準備委員會は昨年五月開會せられましたが未だ其の事業を完成するに至りませぬ。又同委員會の準備しつゝある軍備縮少會議其のものゝ開會期日も未だ確定して居りませぬ。今日迄の経過を以て本問題の前途を豫斷するは早計であると考へますが、何れにするも軍備縮少を目的とする努力は我々の衷心より歓迎し賛同する所であつて此の目的の爲に公平且實際的なる計畫の協定せられむことを切望する次第であります。

帝國と歐洲諸國との關係に於ては、前議會以來新なる通商條約の效力を生じ、又は交渉進行中のものがある以外には、特に注意すべき事件がありません。大體に於て何れの國との國交も未だ今日程圓滿であつたことはないと思ひます。日英兩國間には曩に同盟協約の消滅せるに拘はらず其の親厚なる情誼に於ては何等の渝りなく、佛蘭西伊太利も亦我々の益々深や信頼する誠實なる友

邦であります。又日獨間に在つても大戦争當時の悪感情は既に全く拭ひ去られて今や一片の雲翳をも存せざるのみならず、今日は戦前よりも遙に親交を加ふるに至つたことは疑を容れませぬ。我々は歐洲諸國との斯の如き良好なる關係を永遠に維持増進することに絶へず深甚なる注意を加へむとするものであります。

次に日米の關係を見るに、千九百二十四年の米國移民法中日本人に對する差別待遇問題は遺憾ながら未だ解決に至りませぬ。之に關し我々の執るべき態度に至つては私が當議場に於て幾回となく意見を申述べた通であつて、今日何等之を取消し又は補足するの必要を認めませぬ、尤も本問題に付ても、又兩國の共に利害を感じる其の他の事項に付ても、追々米國に於て日本に對する正しき同情的理解の著しく進み來れると共に、嘗て一部の米國人中我國の平和政策を疑ふが如き荒唐無稽の臆説を傳へたるものも今や其の自國に於ける進歩せる公論の爲に一般の批難を受くるに至つたことは寔に悦ばしき明白なる事實であります。之と同時に我々も本問題を正確に判斷せむが爲には米國特殊の制度國情に對して十分の理解を有つことが肝腎であると考へます。凡そ相互の諒解は萬般の國際問題を解決するに必要な第一歩である。私は日米兩國が共に太平洋方面に

於ける平和の擁護者として重大なる責任を有することを自覺し、永遠に和衷協力して此の責任を完うすることを確信するものであります。

尙ほ貿易振興の問題に付て簡単に言及したいと考へます。我國の經濟界は世界大戦後の反動並大正十二年の大震災等に依つて深甚なる打撃を受けまして、年々莫大なる輸入超過を見るに至つたのであります。幸に一昨年以來貿易の逆潮は幾分緩和の傾向を示して居りますけれども未だ妄りに樂觀を許しませぬ。此の秋に當り我國は何れの國の利益をも不當に侵略せざる限り極力我對外貿易の進展を圖ることが何よりも急務であると信じます。我々の目標とする所は領土に非ずして市場である。我々の對外關係に於て求むる所は同盟に非ずして經濟上に於ける利害共通の連鎖である。此の見地に基き、第一着に從來比較的に閑却されてあつた南洋方面の貿易振興問題を審議せむが爲、昨年九月之に關係ある各省、在外公館並公私の諸團體及當業者と共に代表せられたる會議を催したのであります。同會議は内地及在外の各官廳間並此等官廳と民間の諸方面との間に於ける意思の疎通に尠からざる便益ありたるのみならず、又政府の爲諸般の貴重なる參考資料を與へたることは深く満足する所であります。固より貿易の健全なる發達は主として當業者自身の

發動に俟たねばなりませぬけれども、政府は其の當然の任務として對外通商を保護し之に便宜を供せむが爲に及ぶ限り努力する覺悟であります。

終りに我外交の全般に互る根本主義としては、豫て本議場に於て屢々申述べたる通り、總ての列國に對し表裏なき友情を以て交はることが我國の執るべき最賢明なる筋途であつて、一切の國際問題も詮する所は徳義の問題に歸するものであります。殊に去る十二月二十八日下し賜へる勅語の中に「汎く一視同仁の化を宣へ永く四海同胞の誼を敦くせむ」と云ふ御言葉のあるを拜しては益々我々の信念を深くする所以でありまして、有らゆる外交政策の終局の目的は此の御言葉の中に盡きて居ると考へます。就ては及ばずながら、謹で聖旨を奉體し、諸君の御協力に依り勅語の示し給へる大目的に向て進まむことを期する次第であります。

二十八、帝國政府の對支外交方針

——第五十四回帝國議會に於て（昭和三年一月）——

田中總理大臣兼外務大臣

諸君私は茲に外務大臣として外交關係に付き一言するの光榮を有します。

帝國と締盟各國との國交關係は益々良好を加へ、又帝國が其の一員として熱心に協力致して居まする國際聯盟の事業は年と共に發展を示して居ります。

米國大統領「クリーリツチ」氏の招請に依り昨年六月「ジュネーヴ」に於て開催せられました日英米三國の海軍制限會議は關係各國の眞摯なる努力にも拘らず、不幸にして所期の目的を達するに至らなかつたのであります。然しながら帝國政府は該會議に臨むに當り國防の安全を顧慮すると同時に、世界平和の確保と各國々民負擔の輕減とに貢獻することを以て根本の方針とし、帝國全



權も終始此の方針を遵守し我主張の貫徹を計ると共に英米兩國の主張を調和するが爲に種々苦心を重ねた次第でありまして、帝國の此の公正なる態度は其の誠意と努力と共に世界各國の齊しく認むる所となつたと信じて居ります。

帝國と諸外國との通商航海條約の締結又は改訂の事業も逐次進行中でありまして獨逸との新條約は昨年七月本大臣と在本邦獨逸大使との間に調印を了し又佛領印度支那に關し昨年八月日、佛兩國間に居住及航海に關する議定書の調印を見るに至りましたことは、彼我兩國の爲、洵に好都合の次第と存じます。

又米國との關係に於ては所謂排日移民法の制定に伴ふ數年來の懸案は未だ解決するにりませぬが、此の種問題の解決に最も必要なる彼我兩國相互の理解と同情とが時を追ふて増進しつゝあることは看取するに難くありませぬ。

隣邦「ソヴィエト」聯邦と帝國との國交は良好に進展し極東露領に於て本邦人の經營する各種の經濟事業も順當なる發達を示し、又兩國間の貿易も漸次増進の趨勢にあります。

次に帝國の最も緊切なる利害關係を有する支那に關し所見を開陳致したいと存じます。

支那に於ける動亂は依然として終熄する模様なく政情安定を缺き爲に同國と關係深き諸外國に對し惡影響を與へつゝあることは、帝國政府の最も遺憾とする所であります。殊に同國と最緊密なる關係に在る我國にとりましては單に經濟上のみより謂ふも事甚だ重大なる次第であります。此の間同國內の秩序紊亂に乗じて外國人の生命財産に危害を及ぼすものあり、我國民が多年の努力に依つて築き上げたる經濟的基礎を危殆に瀕せしむるが如きことあらば、我國としては到底之を容認することが出來ないのであります。從て支那國に於て條約上の責務を怠り外國人の生命財産に對し十分なる保護を與へ得ざる場合には帝國に於て必要に應じ自衛的措施に出づることあるは誠に己むを得ざる所であります。政府は固より支那の内政に干涉するものではありませんが、帝國の權利々益を保障し國民の生命財産を擁護するが爲には、何時にても適當の措置を執ること躊躇せざるものであります。昨年五月戰亂山東地方に波及せんとしたる際、濟南方面に於ける我居留民保護の爲一時軍隊を派遣したるは畢竟此の趣旨に基くものであります。而して之が爲に同地方在留同胞の安寧を確保し得たるは誠に仕合であつたと存じます。

支那の事態に關して注意すべきは近來支那各地に於て列國の抗議を無視し頻々として條約違反

の行爲を敢てせむとする傾向であります。此の如き行動は支那自身の健全なる進歩の爲にも採らざる所であり、我國としても看過し得ざる所でありますが故に政府に於ては既に實情に應じ夫々適宜の措置を講じて居る次第であります。

以上は支那全般に對する政府の大體方針であります。滿蒙殊に東三省に對しましては其の歴史的及地理的の事情に基く特殊の關係に顧み、特別の考慮を加ふるの必要があると存じます。帝國政府が此の地方に對して庶幾しまする所は他の地方の狀況如何は暫く別と致しましても、東三省が内外人安住の地として秩序常に維持せられ、以て同地方の經濟的發展の行はれむことでもあります。此の見地よりして東三省の治安維持に付ては帝國政府に於て深甚の注意を怠らぬ次第であります。特に附言致して置きたいことは、帝國政府に於ては同地方に對しても支那の他の地方に於けると同様、常に門戶開放機會均等の主義を尊重し、誠意之を遵守するの意思を有して居ることでありまして、政府としては此の主義の下に進んで支那官民と協力し經濟的發展を圖らむとする考であります。

次に揚子江流域に於きましては本邦居留民中昨春來動亂の影響を受け危難を避くる爲内地其の

他に引揚げた者尠くありませぬ。併し其の後追々小康を告げましたから、政府は之が復歸を促進し經濟的地歩の恢復に努力せしむることを緊要と認めまして、救助金支給及資金融通等夫れ々適當なる措置を講じました結果、最近著しく恢復を見るに至りましたことは國家の爲諸君と共に慶幸とする所であります。

二十九、不戰條約參加と對支政策

——第五十六回帝國議會に於て（昭和四年一月）——

田中總理大臣兼外務大臣

諸君、私は外務大臣として昨年一月本院に對して、我が國對外關係の御説明を致しましたが、それ以來今日に至る迄の外交問題の經過を茲に申述べたいと存じます。諸君、帝國と締盟各國との國交が益々親善を加へ、又世界の平和が日を遂うて其基礎を固くし、帝國が十分是に貢獻を爲

しつとあることは、諸君と共に慶賀に堪へない所であります。世界平和の點から見まして昨年八月二十七日巴里に於て調印せられました戦争拋棄條約は、一つの重要な約定であります。帝國は此重要な性質に顧みまして、特に内田伯爵を全權委員として巴里に派遣し、是に調印せしめたのであります。帝國と諸列國との國交關係より見ますれば、獨逸、英領新西蘭土及「ラトヴィア」國との間に新にそれぞれ通商條約若くは取極の成立を見るやうになつたのであります。又日露兩國間の新漁業協約も、御批准を了するに至りましたのであります。尙ほ北米合衆國とは益々經濟的關係が密接となり、國交の親善を深くして参りますのは、誠に欣賀に堪へない次第であります。唯數年來懸案となつて居りました所謂排日移民法は、尙ほ未だ解決に至つて居りませぬ。其の解決は全く日米兩國相互の諒解に俟つのであります。此諒解も年を遂うて深厚となりつゝあることを確信するのであります。

次に支那の状況を見まするのに、過去十有五年の間殆ど絶ゆることなかつた所の戦争も漸く鎮靜の域に入りまして一般に平和の氣分が現はれる形勢を呈するに至りました。斯の如きは常に隣邦の慶福を念とする帝國の誠に喜ばしく感ずる所であります。政府は支那國民が斯る機運を善用

して、一日も速かに和平統一、建設的大業を完成せむことを望んで已まないのであります。是が爲には終始一貫深甚の同情を有し、支那と關係多き列國と協力して貢獻せむと欲して居るのであります。唯國民政府の前途には内外共に幾多の難關があるのでありますから、所期の目的を達成するが爲には、同政府に於ても、今後一層の自重と穩健なる態度を以て事に當るの要あることは言を用ひぬ所であります。若し夫れ滿洲に關しましては、同地方が我と接壤地帯なるが爲に國防上、政治上極めて重大なる關係にあるのみならず、曾て我國は帝政露國の侵略に對し、國運を賭して同地方の自由を恢復いたしたる歴史的關係あるが爲に、我國民の同地方に對する國民的感情は、支那の他の地方に對すると異なるものあるのは當然の次第であります。

加之同地方に於ては、今や百萬有餘の帝國臣民が在住いたし、幾多重要な權利々益が現存して居るのであります。従つて日本國民としては滿洲の事相に對し、一層深刻なる注意を拂ふのは當然でありまして、帝國政府に於ては固より滿洲に於ける支那の領土主權を尊重し、門戶開放、機會均等の趣意を確保徹底せしめて、以て内外人安住の地たらしむることを切望するものなるが故に、此地方の靜謐を亂し、若くは我重大なる權益を害するが如き事態の發生に對しましては、

之を排除する覺悟を有するのであります。政府は是迄此方針に基き、總てを適宜措置しつゝある次第であります。之を要するに帝國政府の希望する所は、日支兩國互に其立場を理解し、其理解に基き互讓妥協の精神を以て、腹藏なき意見の交換を行ひ、由て以て從來の諸懸案を解決一掃するのみならず、更に一層協力して日支兩國共榮の實を擧げ、極東の平和を維持し、延いて世界の文化進運に貢献するにある次第であります。以上概略の説明に依り、政府外交方針の大要を御了解下さつたことゝ信じます。政府は今後とも此方針に依つて、益々列國との友好關係を増進いたし、帝國の權益を擁護伸張すると共に、人類の平和に貢献いたしたいと考へて居る次第であります。

三十、日支提携の外交方針

—第五十七回帝國議會に於て(昭和五年一月)—

幣原外務大臣

私は先例に依り我國際關係に於ける重要問題に付きまして我々の所見を申述べ、諸君の御考量を煩したのであります。

先づ、支那に於ては從來國內の争亂年々相踵ぎ、之が爲に其の國民の難關は申す迄もなく、我國に取つても同國との政治上並經濟上の關係に於て極めて重大なる不利の影響を受けたのであります。然るに一昨年に至つて、國民政府の非常なる努力に依り國內統一の大事業が一段落を告げたのを見まして、我々は何よりも之を悦んだのであります。固より支那の歴史上、地理上其の他諸般の事情を考へて見ますれば其の全國に亘つて和平統一の完成は一朝一夕にして期待し得られる

之を排除する覺悟を有するのであります。政府は是迄此方針に基き、總てを適宜措置しつゝある次第であります。之を要するに帝國政府の希望する所は、日支兩國互に其立場を理解し、其理解に基き互讓妥協の精神を以て、腹藏なき意見の交換を行ひ、由て以て從來の諸懸案を解決一掃するのみならず、更に一層協力して日支兩國共榮の實を擧げ、極東の平和を維持し、延いて世界の文化進運に貢獻するにある次第であります。以上概略の説明に依り、政府外交方針の大要を御了解下さつたこと、信じます。政府は今後とも此方針に依つて、益々列國との友好關係を増進いたし、帝國の權益を擁護伸張すると共に、人類の平和に貢獻いたしたいと考へて居る次第であります。

三十、日支提携の外交方針

——第五十七回帝國議會に於て(昭和五年一月)——

幣原外務大臣

私は先例に依り我國國際關係に於ける重要問題に付きまして我々の所見を申述べ、諸君の御考量を煩したのであります。

先づ、支那に於ては從來國內の争亂年々相踵ぎ、之が爲に其の國民の難關は申す迄もなく、我國に取つても同國との政治上並經濟上の關係に於て極めて重大なる不利の影響を受けたのであります。然るに一昨年に至つて、國民政府の非常なる努力に依り國內統一の大事業が一段落を告げたのを見まして、我々は何よりも之を悦んだのであります。固より支那の歴史上、地理上其の他諸般の事情を考へて見ますれば其の全國に亘つて和平統一の完成は一朝一夕にして期待し得られる

ものではありませぬ。昨年の春頃より同國の政界は又々動搖を始め最近には形勢漸く緩和せられたやうであります。今後とても多少の波瀾は或は免れないかも知れませぬ。此の際我々としては目下の時局を收拾するの任に當る人々の一方ならざる苦心努力に對し、同情と耐忍とを以て其の成功を祈るの外ないのであります。唯我々の憂ふる所は何れの國でも同様の難局に直面しますと、當局者は民衆の注意を内政問題より外交問題に轉ぜむが爲に、對外關係に於て冒險的政策を執る誘惑が強くなることは屢々歴史の示す處であります。今日の時勢に於て妄りに横車を押すやうな外交政策は國家の威信を高める所以でなく、又容易に其の目的を達し得らるものでもありません。私は支那の政治家が斯かる誘惑に陥らず、飽く迄も堅實妥當なる方法に依つて其の國運の前途を開拓せむことを切望せざるを得ませぬ。今後に於ける日支國交の大勢に付きましては種々の觀測が行はれて居ります。或は日本が如何に正しい道を進んでも、支那は之に歩み合をしなすのみならず、却て國內的の事情に制せられて益々無遠慮の態度を我に示し、事態は更に悪化するであらうと豫想する悲觀論もあります。或は從來支那國民の心の底には日本に對する深い疑惑誤解が潜んで居るのであるが、其の本を穿鑿すれば影も形もないものである。追々我々の眞意が

先方に十分徹底すると共に、國交は漸次改善せられざるを得ない。又支那政府の國內的地位が一層鞏固となるに従つて、其の對外政策も穩健なる常道に復するであらうと考へる樂觀論もあります。

私は茲に此等の觀測の當否を斷定しませぬ。唯我々は支那が如何なる態度を以て我を迎へるとも、自ら正義公平と信ずる所に依つて兩國の關係を調節するに最善の努力を盡す決心であります。日支の關係は、種々の方面に於て特に密接であります。其の間には自然外交上の交渉案件も多數發生することを免れませぬ。此等の問題の中には往々我國民の神經を刺戟することがあり、又支那國民の神經を刺戟することもありませう。併しながら、熟々雙方國運の將來を思ひますならば、日支兩國は結局政治上に於ても經濟上に於ても互に提携し協調して進むの外ないのであります。現に雙方の眞實且永久の利害は互に相反するものがなくて、却て共通の性質を有するものが多い事實は今後兩國の接近を促進する力強き保障であります。若し支那國民が此の事實を自覺し此の政策に共鳴して快く我々と協力するならば、兩國の幸は之に過ぎませぬ。又假令彼等に於て日本の眞意を了解せず、妄に争を我に求むるやうなことがあつても、我々は世界の公論

の前に強い立場に置かれると云ふ信念を有ち得るのであります。

所謂不平等條約問題に付ましても我々の進まむとする大體の道筋は以上申し述べたる根本精神に徴して自ら明であると考えます。一方に於ては支那國內の平和秩序は久しく確立せず、中央の威令は地方に行はれずして同國に在留する外國人は屢々生命財産の安固を脅され、條約上の保障も幾度となく蹂躪せられた。此の事實は支那國民が所謂不平等條約の撤廢を要求する根據を幾分薄弱ならしめたことは否認し得られませぬ。又何れの國の政府でも、其の當然の任務として在外自國民の安全と自國の重要な經濟上の利益とを保護することに努めなければならぬのは申す迄もありません。併しながら、他の一方より支那國民の立場に立つて考へますならば、不平等條約の存續が其の國民的生活の上に如何にも堪へ難い苦痛であることは十分に諒察し得られるのであります。殊に嘗て同様の條約に依つて束縛せられたる東洋諸國が、近年續々其の羈絆を脱したる實例は支那國民の感情に一層痛切なる刺戟を與へたことも明瞭であります。斯の如く同國民の胸中に鬱勃たる不満を我々に於て何時迄も無關心に打棄て置くことは決して建設的の政策ではありませぬ。況や我國として支那が嘗て我々自身の體驗せる如く、今尙ほ其の國家主權の上に片務的制限

を受けて居るのを見ましては、隣邦の誼の上から考へても、何とかして速に斯かる制限の撤去せられるやうに、及ぶ限り努力するの決心を有つに至つたのは自然の勢であります。

之を要するに、我々は支那が條約上列國と對等の地位に立つ爲には進んで之に協力すると同時に、同國に在留する本邦人の安全と我國の重要な經濟上の利益とに付ては、相當の保障を得むことを期するものであります。支那國民は曩に大正十四、五年の北京關稅會議並治外法權委員會に於て、我委員が支那委員と終始誠實に協調したる事實を記憶しますならば、我々の意思の存する所を能く了解すべき筈であります。我々が、大正十四、五年の當時に執つた態度は即ち今日不平等條約問題の處理に付て執らむとする態度であります。既に此の趣旨に依つて日支通商條約を改訂せむが爲に我々は、大正十五年支那政府の提議に應じて交渉を開始したのでありますが、支那政情の變化せる結果、其の會議は自然立消となり、昨年四月更に兩國政府間に交渉開始の約束が成立つたのであります。爾來種々の意外なる故障の爲に未だ正式に會談を催す運に至りませぬ。殊に日支の親交の爲に誠實に政府の方針を體して其の任に當つた佐分利公使の逝去は我々の意思を遂行する上に於て最も思ひ懸なき齟齬を來たしたのでありますけれども、日本としては出来る

だけ速に日支條約改訂問題を解決したいと苦心致して居るのであります。

不平等條約の條約の條項中、治外法權問題は目下支那國民運動の最重要なる目標の一であります。此の問題に付ても我々の態度は前に述べた精神に依つて終始一貫して居るのであります。今日支那のみが其の領土内に於て外國人に對する法權を行ふことを認められないのは、如何にも異例でありまして、外國側とても、徒に守舊的の考より斯かる異例を存続し來つたのではありませぬ。唯實際上より見て、從來支那には行政並軍事官憲の干涉に對する司法權の獨立が保障せられて居ないとか、個人の權利義務に關する多くの基礎的法律も未だ制定されて居ないとか、其の他司法制度に種々なる缺陷のあつたことは否み難き事實であります。最近に至つて、各種の法典は公布せられ又追々公布せらるゝ豫定のやうでありますけれども、斯の如き重要法律は公布と實施との間に相當の期間を置かなければならぬ性質のものであることは申す迄もありません。此等の實際上の事情に顧みまして、重大なる利害關係を有する國の政府としては漫然と治外法權の即時撤廢に同意し得るものではありません。畢竟此の問題の解決は支那と關係國との間に於ける友好的の交渉と了解とに依るの外ないのであります。現に關係國は何れも之が爲に支那と交渉を開始

するの用意あることを聲明して居たのであります。

然るに國民政府は昨年十二月二十八日附の命令を以て「茲に我固有の法權を恢復する見地より民國十九年一月一日以降凡そ支那在留外國人民にして現に領事裁判權を享有するものは將に一律に支那中央政府及地方政府が法に依り頒布する法令規則を遵守すべく行政院をして主務機關に轉飭し至急實施辦法を起草し立法院に廻付して審議せしむることとせり」云々と宣言したのであります。前に申述べた通り治外法權制度の撤廢は主義の問題としては、華府會議以來日本其他列國に於て何等異議のない所でありますけれども、其の廢止の方法順序に至つては、支那と各條約國との間に交渉に依つて定めらるべきものであることは、道理上當然でありますのみならず、華府會議の決議を見ても、又大正十五年の治外法權委員會に於て支那委員が列國の委員と共に調印せる報告書を見ても、一點の疑を容れられませぬ。尤も昨年十二月二十八日附の國民政府令は何れの外國に對しても公然の通告があつたものではなく、又其の趣旨も明瞭を缺く所がありません。私は支那が國際の法規慣例を無視するの政策を執るものとは信じられませぬ。又事實上に於て日本其の他從來治外法權を享有せる國の人民は未だ支那の裁判權に服従することを強制せられて

は居りませぬ。

次に東支鐵道問題に關する支露兩國間の紛争に付て申し述べたいことがあります。我々は其の争點の内容に立入つて理非曲直を判斷すべき限りではありません。併しながら極東方面に於ける平和の維持に付ましては帝國は特に重大なる利害關係を有つてありますから、昨年七月支露の國交が斷絶となつて以來、或は兩國間に戦争の勃發に至りはしないかと深く憂慮したのであります。就ては、同月十九日私は當地の露國大使より支那との國交斷絶の通知を受けますと、直に口頭を以て、不戰條約の規定に對する露國政府の注意を喚起し、何とか平和的手段に依つて紛争の解決せらるゝやう。強い希望を述べて置きましたが、尙ほ即日支那公使とも會見しまして、同様の希望を申入れたのであります。

我々の見た所では、此の問題の解決を圖るには兩當事國の直接交渉に依るの外ないと考へましたから、及ぶ限り兩當事國を接近せしむが爲に、私は絶えず露國大使並支那公使と密接なる接觸を保ちまして、兩代表者に向つては隨時非公式に腹藏なく私の意見を打開け、又私の疑を質したのであります。何れの場合に於ても、我々は絶対に公平無私の態度を一貫したのであつて、全く

紛争の圓滿なる解決を希望した外に何等他意のなかつたことは、南京に於ても莫斯科に於ても十分認める所であると信じます。

昨年十一月の末頃滿洲里方面に於て軍事上の形勢が漸く切迫の様様が見えますと、米國政府は支露兩國に對し正式に、不戰條約の規定に付て嚴肅なる注意を促がすこととなり、且之と同様の措置を執らむことを不戰條約加盟國全部に提議したのであります。米國政府としては同條約の提唱者であつた行懸上、斯かる措置に出でたことは當然でありまして、其の趣旨は我々も能く了解し得たのであります。不戰條約が墨痕未だ乾かずして、忽ち一片の空文に歸するが如きことがあります。併しならば、我々も亦之を黙過し得られるものではありません。併しながら、我々は從來支露兩國政府と絶えず接觸を保つて居りましたから、前に申し述べた性質の正式措置を執るのに少くとも時機が早過ぎるやうに思はれたのであります。加之、我國は露國とも正式の外交關係を有つて居りますが故に、一旦斯かる措置を執つた場合には、結局支露兩國の主張する争點の實質に迄立入つて曲直を論議することとなり、其の結果、兩國の一方又は雙方に對して更に第二段の措置を講ぜざるを得ざるに至るかせ知れませぬ。従て我國としては直に米國政府の提議に應ずることが

出来なかつたのであります。

其の後支露兩國政府間には直接交渉が開始せられ豫備交渉も成立しまして、近日正式會議が莫斯科に開かれる迄に運びましたのは兩國の爲に慶賀に堪へませぬ。尙昨年十一月十九日露軍が滿洲里を砲撃せる際不幸にして同地の我居留民中砲弾に中つて即死一名、負傷者一名を生じました。其の事實が判明しますと、露國政府は直に我政府に對して遺憾の意を表し、且本邦人の被害に付ては夫々相當の補償を與へることを言明したのであります。其の以外には未だ何れの方面にも支露兩國軍事行動の結果我居留民の生命に被害のあつた報道に接して居りませぬ。

近年我國と露國との關係は種々の點に於て親善を加ふるに至つたのであります。其の何れの一方も他の一方の政治上又は社會上の組織秩序に干渉せむとするが如き行動のない限りは、兩國が互に平和に親密に其の國交を維持し得ることは我々の確信する所であります。外國では日露兩國が他日滿洲問題に付て衝突を來たすであらうとか、又は之と正反對に、兩國が支那に對する政策に於て何等か暗黙の了解があるとか、種々の流説を傳へる者もありますが、何れも無根の臆測でありまして、眞面目に辯駁する程の價もありません。

次に昨今全世界の注目を集めて居る倫敦海軍會議に付て概略の説明を加へたいと考へます。御承知の通り華府會議に於きましては、主力艦と航空母艦とに關しては各國の保有すべき勢力の縮少並制限を協定しまして、列國間の造艦競争を防ぐの目的を達しましたが、補助艦に關する同様の協定は遂に成立に至らなかつたのであります。尤も巡洋艦は口徑八吋以上の砲を備へてはならぬ。又一隻の排水量一萬噸を超えてはならぬと云ふが如き、若干の制限を加へましたけれども爾來軍艦並兵器を製造する技術の進歩に従つて、華府條約の制限内に於ても巡洋艦の威力は著しく加はつたのであります。是に於て、補助艦に付ても速に造艦競争を防ぐの方法を講じなければならぬと云ふ世論の要求が勢を得まして、昭和二年日英米三國は壽府に於て會議を開くことになりましたが、不幸にして同會議は不成功に終り、世論に甚しき失望を與へたことは申迄もありません。然るに、昨年米國に於ては「フーヴァー」大統領の就任があり、又英國に於て勞働黨内閣が組織せられますと、再び軍縮問題の氣運が着々促進せられました。遂に今回倫敦に五箇國會議が開かれることになつたのであります。同會議の開催に關する昨年十月七日附英國政府の招請狀並之に對する十月十六日附帝國政府の回答は其の當時夫々公表せられましたから、茲には繰反へしま

せぬ。唯倫敦會議の政治的意味並所謂海軍力の比率なるもの、性質に付て我々の所見を一應申述べたいのであります。

第一に、我々の解釋する所では、倫敦會議は參列各國何れも内には國防の安固を確保すると共に國民負擔の軽減を圖り、外には國際の平和親交を増進するに足るべき方法に於て各自の海軍力に關する協定を設けることを主眼とするのであります。倫敦會議の政治的意味は茲に存するものと考へます。何れの國と雖、自國の國防を危くするやうな協定に同意し得るものではありません併しながら一國の保有すべき海軍力は或重要な程度迄他國の海軍力と相對的の性質を有するものであります。従て何れの國に取つても自國々防の安固を犠牲とすることなくして各國一樣に或一定の限度迄其の海軍力を引下げ以て國民負擔の軽減に資することが行はれ得る筈であります。但し此の目的を達するには國際協定に依るの外ありませぬ。一國が假令如何に高遠なる理想に基いて己の海軍力を縮小しても、他國との間に協定の存しない限りは、他國は當然自國の既成艦を廢棄したり、既定の造船計畫を變更したりする結果を伴ふものではありません。國際協定が成立してこそ、各國共に之に基き安心して海軍力を引下げ得るのであります。又列國相互の關係も之

あるが爲に無用の危懼を去つて相信し相親み、世界の平和は茲に著しく鞏固を加へる所以であります。

第二に、海軍力の比率とは如何なる性質のものでありませうか、世間では海軍力の比率を以て一國の國際的地位の高さを測かる標準なるが如く心得、軍艦の隻數又は噸數を多く保有する國は夫れだけ多く世界の尊敬を受くべきものと考へる人もあります。若し此の見地より論じますならば、各國何れも對等の國際的地位を要求することが當然でありますが故に、其の海軍力も亦對等でなければならぬ。海軍力に差等を設くる比率などは一切協定し得らるべきものではないと申さなければなりません。併し、我々が一定の比率を保有せむとするのは斯の如き感情的の考へ方に動かされて居るではありません。全く我國防の安固を保障して外患を除くと云ふ實際上の必要に基くものであります。日本は何國にも脅威を與へるものでない。又何國よりの脅威をも忍び得るものではない、我々は之を根本方針として各國の保有すべき海軍力の量を協定したのであります。

固より、倫敦會議が満足なる協定の成立に至る迄には幾多の難關があることも覺悟しなければ

なりませぬ。曩に華府會議に於て後廻しになり、次に壽府會議に於ても頓挫したる問題を、此の際一舉にして決せむとするのでありますから、其の事業たるや、決して容易ではありませぬ。併しなから、世界の輿論は今や眞剣に國民生活の安全幸福と國際關係の平和親善とを熱望して居るのでありますから、倫敦會議が此の機運に乗じますならば、結局成功し得られない筈はないと信じます。關係列國は斯かる世論の要求に對して、又々失望を與へるやうなことがあつてはなりません。華府會議は人類進歩の歴史に一の新なる紀元を開いたのであります。我々は本日倫敦に於て開會する會議に付ても同様の望を繋ぐものであります。

我國と歐米各國との關係は一樣に極めて順調なる發達を遂げつゝありまして、其の間に困難なる問題は何等現存せず、又豫想もせられませぬ。唯米國移民法中の差別的待遇條項より生じたる問題が、我々に取つて未だ解決済の出來事と認められ得ないのは頗る遺憾とする所でありますけれども、結局其の解決は兩國民間の友好的了解に待たなければなりません。而して斯かる了解が近年著しく進んで來たのは明白なる事實であります。過般倫敦會議に赴きました我全權一行が、其途中米國に於て到る處官民各方面より熱誠なる歓迎を受けましたのも、決して偶發的の現象で

はなく、一般に米國人の我國に對する温い感情の傾向を示すものと思はれるのであります。

終に國際間に於ける經濟的關係の大勢に付て一言附加へたいことがあります。曩に世界大戰の直後に於きまして、多くの列國は戰爭に依つて受けたる經濟上の創を醫せむが爲に、盛に國內工業の擴張を圖ると共に、關稅の障壁を高く築いて、外國品の輸入を防遏せんとしたのであります。各國一様に此の政策を執りますならば、遂には、自國品の外國に於ける販路は杜絶し、生産は過多に陥つて經濟界一般の不振を來たさざるを得ませぬ。又事實に於て漸次斯かる憂ふべき結果が現れて來たのでありますから、或は諸國間に關稅協定を設けて特定品の關稅引下を行ひ、或は國際聯盟を中心として種々の通商上の障礙を除くことを目的とする條約が既に成立したのもあり、又追て成立せむとするものもあります。又或種類の主要産業に付ては製造業者の國內的又は國際的同盟即ち所謂「カルテル」運動が勃興するに至つたのであります。此の形勢に際して我國に於ても事情の許す限り經濟上の鎖國主義を棄て、列國との間に相互の利益を進むる基礎の上に、海外貿易の發展を期して全力を之に擧げなければなりません。貿易の伸張に依らなければ國際貸借の關係は改善し得られませぬ。人口食糧問題も解決し得られませぬ。是に於て、貿易は如

何にすれば伸張し得られるかと云ふことが目下の緊急問題であります。外交の作用に屬する見地より之を見ますれば、政府は海外通商並企業に付て我國民の爲に及ぶ限り自由なる活動の機會を確保し、必要な保護と助力とを與へることを最重要なる任務と認めまして、極力之に努むる覺悟であります。近來我國が今日迄條約關係のなかつた諸國との間に通商上の取極を締結せむことを心懸けて居るのも、亦此の方針實行の一端であります。何れの場合に於きましても、貿易の發展は主として之に従事する當業者の個人的計畫並努力に俟つべきものであります。故に、我々は此の方面に向つて一般國民の活躍を期待し、我國運の消長は之に依つて定まる所が極めて多いことを信ずるものであります。

三十一、倫敦海軍條約と帝國の外交方針

—第五十八回帝國議會に於て(昭和五年四月)—

幣原外務大臣

我國の直面致して居る各般の外交問題に付まして、政府の執らむとする大體の方針は本年一月二十一日私が當議場に於て説明申上げた通りであります。此方針は今日も何等變更を加ふべきものがあるのを認めませぬ。従て茲に之を繰返へすことを省きまして、唯二三國際問題の最近の經過を概略申述ぶるに止めたいと考へます。

日支兩國間に於きましては過般愈々關稅協定の假調印を見るに至りましたが、其主要なる點は支那關稅自主權の承認並に若干の貿易品に對する稅率の相互的約束であります。

第一に支那の關稅自主權に付きましては既に大正十四年の北京會議に於きましても、主義上之

を承認する趣旨の決議が特別委員會を通過致したのであります。當時我代表者が此決議を取纏むる爲に、誠意を以て斡旋盡力致したのは周知の事實であります。其後支那國內の動亂急を告げましたる結果、北京會議は何等確定の成績を挙げ得られずして休會となりましたけれども、爾來支那と關係列國との間には關稅協定が續々締結せられました。尙不日日支間にも同様の協定が成立致しましたる上は、支那の關稅自主權は茲に關係列國全部より正式に承認せらるゝことになるのであります。我々は隣邦の爲斯かる顯著なる成功を悦ばざるを得ませぬ。固より權利は責任を伴ふものであります。列國は何故に此問題に付て多年享有し來つた實質的價値の多い條約上の保障を抛棄するのであるか、畢竟支那が其新なる地位を利用して妄りに對外貿易を迫害し、破壊せむとするが如き稅率の變更を行はないことを信するが爲であります。私は支那が德義上の責任を重んじて、必ず此列國の信頼を空しくせざることを期待するものであります。

第二に此度の日支協定に於きましては兩國相互に若干の貿易品に關して一定の期間内、一定の稅率を維持することを約束せむとするのであります。我々としては固より對支貿易の安定を希望するものでありまして、支那に於ける關稅率の頻々且急激なる變更は忍び得られないことである

又支那としては我國に向つて或支那製產品の販路を確實に致したいと云ふ意向がある。此雙方の希望が合致して稅率の相互的協定を結ぶことになつたのであります。斯かる協定は日支共存共榮主義の實現に一步を進むる所以でありまして、兩國間の特に密接なる經濟關係に顧みまするは、當然なる筋合であると申さなければなりません。又關稅自主權とは毫も衝突するものではなくして、國家主權の平常なる發動に過ぎないことは申す迄もありません。尙我々は既定の方針に依りまして、通商條約の規定中關稅以外の事項に付きましても引續き改訂の商議を行ふ考であります。私は兩國相互に他の一方の正當なる立場を諒解し、以て交渉の圓滿なる進捗を見るに至らんことを望むものであります。

最近支那國內の政局は又々不幸にして不穩の狀を呈すると共に、此際何等か我國に於て之に關係し畫策する所があるかの如き報道が往々支那の新聞紙に傳へられて居ります。斯かる風説は眞面目に之を打消すには餘りに荒唐無稽であります。我々の絶対に公正なる態度は最早多言を要しませぬ。

前議會に於て私は海外貿易の問題に言及致しまして、我々は從來通商條約を有たなかつた諸國

との間に、及ぶ限り新條約の締結に努むる方針であることを申し上げたのであります。就中日本と埃及との貿易は世界大戰以後俄かに膨脹して重要性を加へることになりましたから、政府は夙に埃及と通商條約を締結するの必要を認めまして、屢々交渉を試みましたが、種々の難問題に妨げられました。容易に其目的を達し得なかつたのであります。然るに今回幸に其難問題も解決せられました。去る三月十九日兩國間通商暫定取極の成立を見ることになりましたのは兩國に取つて寔に慶賀に堪へませぬ。尙ほ我々は引續き其他世界各方面の市場に於て、我商工業の活動の便ならしめむ爲に同様の條約關係を結ばむことを期して居る次第であります。

倫敦海軍會議の經過に付しましては未だ詳細に説明し得べき時機に達しませぬけれども、同會議が去る一月二十一日開會以來絶大なる努力を續け、遂に關係列國相互の讓歩と友好的協調とに依りて本月二十二日條約の調印を了することになりましたのは、苟くも國際間の平和親善を念とする者の衷心より歓迎せざるを得ない所であると信じます。殊に補助艦の造艦競争を阻止すべき協定に至つては日英米三大海軍國が華盛頓會議以來八年有餘に亘つて失敗に失敗を重ねたる未、今回漸く萬難を排して協定を遂ぐることを得ましたる事實は、其條文の書き顯はす法律上の効果より

も遙に重要な意義を有するものであります。凡そ國際關係に於て造艦競争程有害無益なるものはありませぬ。孰れの當時者に取つても之が爲自國の國防上に於きまして、毫も安全感を増さざるのみならず、却て徒に危惧の念を深くするばかりであります。世界大戰前の歴史は明瞭に此傾向を示して居る。倫敦條約は少くとも其有効期間内には一切の造艦競争を阻止するものであります。其好結果は實に國民負擔の輕減と云ふが如き物質的方面に止まらず、國際關係に及ぼす精神的影響に於て更に大なるものがあることは疑ひを容れませぬ。

倫敦條約は千九百三十六年未迄の事態を律せむとするものでありまして、其以後の各國の兵力量は別に千九百三十五年に開かるべき會議に於きまして協議決定せらるゝことになつたのであります。今回の協定に依りますれば、主力艦に付きましては各國兵に千九百三十六年の末迄一切華盛頓條約の規定する代換建造に着手する権利を行使せざるのみならず、英國は五隻、亞米利加は三隻、日本は一隻を夫々處分することに決したのであります。又補助艦に付ては我國の保有量は全體に於て現有量よりも差引五萬噸餘を減ずることになり、而も千九百三十五年の會議の際、我國の現實に保有すべき兵力量は八吋砲巡洋艦に於ても、又補助艦の總括的噸數に於ても、我本來の

要求と殆ど差異がありません。唯潜水艦の保有量は我主張せる噸數より著く縮少されましたけれども、之とても英米兩國との均勢は完全に保たれ、又英米共に其當初より主張する潜水艦全廢論を拋棄したのであります。

斯かる協定の結果我國に取りまして軍事費の節約は實現され得らるゝことになり、而も少くとも其協定期間に於きましては國防の安固は十分に保障せられて居るものと信じます。若し千九百三十六年末迄の間に於て我國の保有すべき兵力量を以てしては到底國防の安固を期し得られなると云ふが如き批評がありますならば、餘りに極端なる悲觀說であると申さなければなりません。政府は軍事専門家の意見をも十分に斟酌し、確固たる信念を以て此條約に加入するの決心を採つたのであります。或は千九百三十七年一月以降我國の保有すべき兵力量も結局次回の會議に於て今回の協定と同様の制限を受けるであらう。其場合には我國防上重大なる缺陷を生ざるを得ないと云ふ議論もありませう。然しながら世界の形勢は絶えず變遷しつゝありまして、軍事上の施設に於ても、我々の今年特に重きを置くものは必ずしも明年も同様の價值を持つて居るものとは限りませぬ。又目下餘り必要と認められないものでも、他日必要缺くべからざるものとなるこ

とがあり得るのであります。従て千九百三十五年の會議に當つては我國は其當時の形勢に應じて如何なる要求をも主張し得る自由の立場を留保しなければなりません。而して之を主張する自由は條約の明文を以て承認されて居ります。此際我々として倫敦條約が恰も未來永遠に我國家の行動を束縛するものゝ如き虞を抱き、此推測の下に餘りに神經過敏なる態度を示す様なことがありましては如何にも自信ある國民の態度に相應しからぬことであると申さなければなりません。

尙我國に於ては補助艦保有量の縮少に依つて製艦技術及能力の維持に困難を來たすやうなことがあつてはならぬと考へまして、此點に關しても十分の審議を加へ斯かる場合に備へむが爲に、別に一定の範圍内に於て代換線上建造を行ひ得るの便法を協定したのであります。

以上の経過に徴しまするならば、今回の倫敦條約の規定中には我々が交渉の決裂を賭しても争はなければならぬ程のものがないのであります。我々としては及ぶ限り列國と協力して會議の成功を圖るべき立場に在つたことは、必ず公平なる觀察の一致する所であると考へます。世間では我國が他國の壓迫に依て協定を強ひられたものであると云ふが如き、全く事實の真相に無理解なる臆説もあるやうに傳へられて居ります。私は茲に之に對して辯駁を加ふる程の價值を認めま

せぬ。我々外交上の見地からも、又國防の基礎たるべき兵力、財政經濟の能力、其他の國力に關する見地からも、有らゆる利害得失を比較攻究したる結果、此度の協定に参加することが帝國の爲斷然得策なりと確信致したのであります。終りに我全權委員並に其隨員諸氏が過去數ヶ月間、會議の劇務と難局とに當つて苦心慘愴、以て最善の努力を盡されたことは顯著なる事實でありまして、我々の寔に感謝に堪へざる所であります。

三十二、極東外交の根本方針

—第五十九回帝國議會に於て(昭和六年一月)—

幣原外務大臣

過去一年間に於て我對外關係に最重要なる影響を及ぼしたる出來事は「ロンドン」海軍條約の締結であります。同條約は昨年十月二十七日「アイルランド」自由國を除くの外全英聯盟の各邦

並に日米兩國の批准書寄託を了し、十二月三十一日には「アイルランド」自由國の批准書も寄託されましたから、日英米の關する限りは愈々効力を發生することとなつたのであります。其全文は既に公布せられ、又各條項の内容に付ては前議會に於て仔細に論議されましたから、茲には繰返へしませぬ。唯同條約の齎らしたる精神的効果に至つては一言附加へたいことがあります。「ロンドン」條約は補助艦に關して近年漸く主要海軍國間に萌しつゝありたる造艦競争の勢を絶ち、「ワシントン」會議以來各國の政治家を悩ましたる懸案を一舉にして解決したのでありますから其成立が國際政局の安定の爲め如何に重大なる意義を有するかは申迄もありません。又現に之が爲め關係列國の間に各般の方面に亘つて著しく相互の信頼同情を深うするに至つたことも、内外の輿論と不斷の接觸を有つ者の一様に感ずる事實であると信じます。此結果は昭和十年を以て更に開かるべき海軍會議の事業に良好なる影響を與へるものであります。世界の平和進歩は結局斯かる人心の道德的自覺に依るの外ないのであります。中華民國の内亂は昨年五六月の頃には山東省に迄波及し、濟南並に其以東の膠濟鐵道沿線一帶に在留する本邦人は幾度か危険に曝されたのであります。同地方に於ける我官民一致の努力其宜しきを得たる爲め、又交戰軍隊も雙方共

本邦人の保護に嚴密なる注意を加へたる爲め、幸に本邦人中一名の死傷をも出さず、財産上の損害も極めて輕微に止まつたのであります。之と同時に民國の各地方殊に中部並に南方の諸省には所謂共匪横行して遂に長沙事件を惹起し、一時は容易ならざる混亂状態に陥りましたが、八月に入つて形勢一變し、國內の平和統一が再び其緒に就くに至りましたことは隣邦の爲め、將又東亞の大局の爲め、寔に慶賀の至りに堪へませぬ。

固より民國の前途には今後尙ほ幾多の難關が横はつて居るのを認められます。之を逐次突破するには同國政治家に於て如何に忍耐と、勇氣と、而して列國の友情とを必要とするかを諒察するに難からぬのであります。唯茲に民國の爲めに人意を強うするものがありますのは、最近民國首腦部の言動が著しく國內政治の建設事業に重きを置いて居ることであり、即ち蔣總司令は過般南京に凱旋するや否や全國民に通電して地方匪賊の掃蕩を圖るの急務を唱ふると共に、財政の整理、綱紀の肅正、經濟開發の爲めにする外資の吸收、地方自治の勵行等を高調せるのみならず昨年十一月の第四回全體會議の決議に依れば今年五月初を期して國民大會の開催を豫定し、且政治の當面の目標を秩序安定、民力培養並に教育普及に置き、又對外關係の事項としては釐金の撤

廢、内外債の整理等に對する決心を示して居ります。

之を以て觀れば、國民政府は之や内亂の終局と共に、政治の現實なる建設的革新に依つて國家の基礎を樹立し、之に依つて列國の間に其當然の地位を確保せむとする方針の實行に歩を進むるに至つたものと推測し得られるのであります。果して然らば此方針は我國が嘗て國際的不平等の地位より躍進したると同様の徑路を履むものでありまして、我々は衷心より斯かる努力の成功を祝福せざるを得ませぬ。之が爲めに政府は及ぶ限り協力を吝まざる覺悟でありまして、現に國民政府の各部より教育、軍事、警察、交通、自治行政、其他諸般の事項に亘つて我國に研究員を派遣し又は資料を需むることは最近頻繁となるに至つたのであります。我々は其要望に應じて廣く門戸を開き一切の便宜を供しつゝある實況であります。民國が眞面目に國內政治の建設に努め殊に内外人の生命財産並に正當なる經濟的活動に對して有效適切なる保護を與へ、又列國との關係に於ても民國の負擔する義務が圓滿に履行せらるゝに至りますならば、所謂列國との不平等條約は自然に其存在の理由を失ひ、何れの國も欣然之が撤廢に同意することは一點の疑を容れませぬ。

抑も日華兩國は久しき歴史を背景として今日の如き密接複雑なる政治的並に經濟的の關係を築き上げて居るのであります。其關係を構成する各種の分子中、如何なるものが我國民的生存の必要上變改を許さざる性質を有するか、又如何なるものが世界の變遷、殊に日華間の新事態に應じて調整し得らるべきものであるか、而して之を調整するには如何なる順序方法に依るべきか、此等の問題に付ては我國論は根本に於て判斷を一にするものと信じます。此等の問題を處理する上に於て兩國孰れの一方も宣傳や威嚇を以て他の一方に對するが如きことあつては徒に事態を紛糾せしむるのみであつて、何等有益なる目的をも達し得られるものではありません。互に寛大なる精神と理解ある態度とを以て共存共榮の途を講じてこそ諸般の交渉案件は解決せられ、雙方の眞正なる利益は増進し得られるものと考へます。我々は常に此信念を以て事に當つて居るのであります。數年間の懸案たる南京事件並に漢口事件の損害賠償問題も最近兩國當局者に間見意見の一致を見るに至りました。日華兩國間の重要通信機關たる上海長崎間並に青島佐世保間の海底電線問題も數ヶ月に亘つて困難なる交渉を重ねましたが、遂に舊約定期間の満了と共に新約定締結の議が纏まりました。

滿洲に於ける鐵道問題に付ても數年來未決に屬するものが尠くないのであります。政府は以上の方針に依つて適當に之を調整せむが爲めに折角努力中であります。我々は固より民國の正當なる立場を無視して妄りに利己的の、要求を爲すが如き意思を有するものではありません。同時に民國側に於ても我南滿洲鐵道の地位を危くせむとするが如き計略があり得べきものとは信ぜられませぬ。又斯かる企が容易に實現し得らるゝものではありません。尙ほ朝鮮に隣接せる間島地方は從來屢々不逞の徒の巢窟となり、而も民國の地方官憲には豫て我國の眞意に誤解があり、之が爲めに同地方の治安維持上頗る憂慮すべき情態を呈し、在留鮮人中にも被害續出したのであります。我々は胸襟を披いて民國官憲と折衝したる結果、相互の意志疏通し今や民國官憲自ら我々と同じく匪賊取締の必要を切實に感ずるに至りまして、同地方の情勢は著しく改善せられ、在留鮮人も漸次其堵に安んずることゝなつたのであります。

帝國と「ソヴィエト」聯邦との關係に於ては貿易額も近年急激なる増加の勢を示しまして、既に國交回復當時の三倍に達するに至りましたことは悦ぶべき傾向であります。目下兩國政府間に交渉中の若干懸案がありますが、我々は「ソヴィエト」政府が我々と等しく兩國の親交に重

きを置き、此大局上の見地より各般の問題を解決せむとする用意あるものと信じます。固より此等の問題を解決するには等しく雙方の立場を考量して其間に公正なる一致點を見出さなければなりません。極東露領方面の漁業問題に至つては本邦人の漁業權は「ポーツマス」條約に根源を發するものでありまして、同條約が現に效力を有することは大正十四年に調印されたる日露國交基本條約中に明文があります。又「ソヴェエト」政府に於ても事實上本邦人の漁業權行使を不能ならしめむとするが如き意圖あるものとは認められませぬ。従て此問題も必ず相當なる解決に達し得られるものと期待して居るのであります。

帝國と歐米諸國との關係は一般に極めて満足すべき情態でありまして、今後も亦益々順調に發展すべきことは我々の確信する所であります。過去七年間絶へず我國論に刺戟を與へたる米國移民法の問題に付ても、同國に於て國民の多數が最近如何に能く我國の立場を諒解するに至つたかは、最早疑を容れませぬ。我々は深き興味を以て靜かに此問題の推移に注目するものであります。

三十三、滿洲事件と帝國の外交方針

——第六十回帝國議會に於て(昭和七年一月)——

芳澤 外務大臣

帝國目下の外交問題の内重要なる案件に付て茲に所見を陳述致しまするは私の欣幸とする所であります。

外交案件中我國に取り最も重要にして同時に世界の耳目を聳動したるものは申す迄もなく滿洲事變であります。

元來支那は我隣邦たる關係上我國に取り政治上、經濟上及社會上頗る重要な關係を有する次第であります。殊に滿洲に付ては過去の歴史及接壤關係等より政治的考量を要すること頗る大なるものがあり、又滿洲に於ける治安の消長が我國に對し極めて緊切なる影響を與ふることは論

を俟たざる所であります。加之日本は滿洲及內蒙古に於て百萬以上の居留民を有し、又租借地、鐵道、炭坑等に關し條約上乃至契約上幾多の重要な權益を有して居ります。

然るに近年支那官憲は滿洲が日本の努力に依り今日あるを得たる歴史を藐視し、我方の寛大なる態度に狂れて帝國臣民を迫害し我條約上乃至契約上の權利々益を蹂躪したる實例頻々として起り我國は之に對し、屢々抗議を提出し警告を與へたのでありますが殆んど何等の效果なく、之が爲日本の同地方に對する政治的關係に頗る不安を加へたのみならず、我權利々益が頗る危殆に陥りたることは否むことが出来ませぬ。其結果我朝野の感情次第に刺戟せられたる際偶々九月十八日夜鐵道爆破事件が突發して日支兵の衝突となり事態發展して滿洲に於ける政情も亦一變するに至つた顛末は既に御承知の通であります。

抑も滿洲は極東治安の關鍵とも稱し得るのでありまして、日露戰爭以前に於ても既に左様でありましたが、今日に於ては其一層適切なるを覺ゆるのであります。殊に我國としては絶大なる權益を有するが故に、從來支那本部に於ける内亂の滿洲に波及せむとしたる場合我國は極力之が防遏に努力しました。之れ畢竟滿洲に於ける治安の維持は我國に取り絶對に必要なが爲に外なり

ませぬ。幸ひ過去に於ては我方の努力に依り支那本部に於ける内亂に拘らず、滿洲のみは殆んど別天地の如く其影響を受けなかつた次第であります。若し近年に於ける如く支那側の不法行爲なく我方の條約上乃至契約上の權利にして尊重せられて居たならば假令九月十八日の事件があるにしても今日の如き紛糾を見ることはなかつたものと信じます。

前述の如く過去に於ける滿洲の治安は主として我國に依り維持せられたのでありますが、將來に於ては此點に關する我國の責任は加重するも輕減することはないと考ふるのであります。日本の滿洲に對する立場は右の如くでありますが、茲に一言を要するは日本は滿洲に於て領土的企圖を有するものではありません。又既存の諸條約は申すに及ばず門戶開放、機會均等の主義を尊重することも勿論であります。日本の滿蒙に對して要望する所は同地方の治安の確保及經濟的開發に依つて内外人安住の地となることに存する次第であります。

翻て支那本部の状況を見まするに排日運動は過去多年に亘り殆んど繼續的に行はれて來たものであつて、或は一時緩和することがあつても忽にして再び猛烈深刻なる状態を呈する次第であります。之は單に日貨排斥等所謂經濟絶交運動たるに止らず、諸學校の教科書に種々の排日教材

を採録する等精神的半面をも有する次第であります。而して此運動が支那官憲の直接間接の指導奨励の下に反日會等私的團體の壓迫強制に依り一般商民の自由意志に反して行はれて居るものであることは確實なる證據があります。尙ほ其間排日を以て營利的職業と爲すものすら尠からざる實情であります。然るに昨秋滿洲事變發生以來該運動は又非常に險惡なる情勢を示し、幾多の暴虐なる所爲發生したるは甚だ遺憾とせざるを得ませぬ。日本は其の領土内に於て支那人に對し完全なる保護を與へて居るに拘らず、支那に於ける我同胞が名狀すべからざる虐待を受けつゝあることは非常に懸隔せる對照であります。

由來支那に於ては此年内亂又は黨派間の争鬪絶ゆることなく、之が爲内政上の事情が對外關係に影響を及ぼすこと頗る大なるものがあり、排日運動も亦内政關係に基くものある次第は申上ぐる迄もない所でありまして、滿洲事變發生以前に於ける同地々方官憲の排日態度等も亦同様の事情に依るものがあつたことゝ信じます。之を要するに内亂若は黨派間の争鬪なるものが支那の對外關係に多大の影響を及ぼしたことは否認し難い事實であつて、我日本は支那の隣國たるが爲列國中最も大なる影響を蒙りつゝある次第であります。

不幸にして日支間の關係は目下の所前述の如く支那の對内對外關係等複雑なる事情の影響を受けて居るのでありまして、兩國の關係を改善し國交を常軌に復歸せしめむが爲には相當の時日を要することゝ考へます。滿洲事變は日本の正當防衛に基くものであり、排日運動は支那側の謬見に基くものであつて、要するに兩者とも支那側に於て反省して其態度を徹底的に改むることを必要とするものであります。尤も支那一般人民及有識者は我を敵視するものではないのみならず、其衷心に於ては我に對して寧ろ友好的であると信じます。従て兩國間に於ける通常關係の恢復に於ては必ずしも悲觀を要しませぬ。日支兩國は相互に敬愛し不良の關係は之を除外例と爲し原則として親善なるべきであつて、此事が兩國に利益であることは申す迄もありません。

滿洲事變は當時壽府に開催中の國際聯盟總會及理事會に可なりの衝動を與へましたが支那代表は九月二十一日聯盟規約第十一條に基いて本件を理事會の問題として審議を要求しましたので茲に本問題は正式に聯盟理事會の審査に附せらるゝことゝなつた次第であります。爾來聯盟理事會は本件審議の爲三回の會議を重ね前後二回の決議を採擇するに至つた次第は既に世間周知の事實であります。又一方米國政府は國際聯盟の一員ではありませぬが、大體に於て聯盟側と歩調を合

せて來た次第でありまして、之は不戰條約及九國條約の締約國の一として極東の事態に付多大の關心を有したるが爲と思はれます。帝國政府は聯盟に對しても米國に對しましても常に滿洲事變に關する我方の立場を明かにして來たのであります。今回の事變中對聯盟並に對米國の關係に於て時に機微に亘るが如き狀況の發生を見たことがないでもありませんが、我々は常に懇切丁寧に之と折衝を重ね我立場を明かにし、我權益に關する諒解を明確ならしむるに努めましたので、兩者共に漸次我方の態度を了解して來た次第であります。將又滿洲事變に際し「ソヴィエト」聯邦政府が中立不干渉の態度を持して變らざることとは帝國政府の満足とする所であります。

來る二月二日より開催せらるべき軍縮會議に關しては帝國政府は既に其方針を決定して之を我全權委員に授けました。此の會議は陸海空三軍に亘る最初の大會議でありますから、世界の之に期待する所は尠くないのであります。帝國政府としては固より我方の主張の貫徹を期すると共に此會議が公正且合理的の結果を齎し、以て恒久的世界平和の確立に寄與するに至らむことを切望する次第であります。

惟ふに開國進取は維新以來渝らざる日本國民の精神でありまして、智識を世界に求むるは明治

大帝の御誓文に基く日本國民の大方針であります。從て飽く迄我權益を擁護すると同時に廣く世界各國と相協力して文明の惠澤に浴せむことは帝國外交の理想とする所でありまして私は此理想の下に國利民福の増進を計らむことを期するものであります。

三十四、上海事變と帝國の外交方針

——第六十一回帝國議會に於て(昭和七年三月)——

芳澤外務大臣

帝國の重要外交案件に付きましては去る一月の通常議會に於て御説明申上て置きましたが茲に其の後の事態に關し報告を兼ね所見を陳述致しますのは私の欣幸とする所であります。

支那本部に於ける排日運動に付きましては其の後も機會ある毎に支那側に對し之が徹底的停止を要求して來たのであります。支那側では、何等反省の跡なく該運動は却て益々深刻執拗を加ふ

るの状況でありまして、上海地方では其の勢最も甚しかったのであります。殊に一月九日上海民
 國日報の我皇室に對する不敬記事々件及同月十八日支那暴民の我日蓮宗僧侶等殺傷事件の發生を
 見るに及びまして過去長日月の間排日運動の爲めに苦み殊に最近其の最も惡辣なる情勢に對し隱
 忍に隱忍を重ね來つた我居留民の憤懣は其の極に達し事態極めて重大化するに至りました。

此情況に於きまして在上海帝國總領事は政府の訓令に基き上海市長に對し右兩事件に關し嚴重
 抗議すると共に數項の要求を提出しました處前者に付ては間もなく、同市長に於て我が要求に應
 じました、又後者に付ては種々曲折がありました、結局二十八日午後三時に至り同市長より我
 方の要求を容れた回答を接到致しましたから、我方としては之に依り事態の緩和を期待すると同
 時に支那側の約束履行を監視するの地位に立つに至つたのであります。

然るに之より先第十九路軍は租界附近に集中し各種の戦闘準備を行ひ甚だ不穩なる態度を示し
 て居りましたが共同租界工部局當局は無節制な支那軍隊及極端分子の使喚する支那暴民の爲め租
 界内の秩序が紊亂されることを慮つたもの、如く二十八日の參事會に於て同日午後四時より戒嚴
 令を施行することに決定致しました結果列國軍は豫ての協定に基き各々其の受持區域の警備に就

いたのであります、我陸戰隊が其の受持區域である關北地方の警備に就かむとする際支那側よ
 り我軍に向て發砲しましたので我軍は止むなく之が對抗手段を執つたのであります。世上往々支
 那側が我方の要求を承認したるに拘らず我陸戰隊に於て自ら求めて攻撃を開始したるが如く傳ふ
 るものもありませんが事實は全く右の通りであります。

我方に於ては事態の悪化を防ぐに全力を盡し二度迄も支那側との間に戦闘中止の協定を成立せ
 したのであります、該協定は其の都度支那軍の破棄する所となつたのであります。次で二月
 十八日我方より改めて支那軍の一定距離外撤退其他を要求致しました處支那側に於て遂に之に應
 じなかつたので二月二十日豫て増援の爲め派遣せられてあつた我陸軍は海軍と協力して支那軍の
 一定距離以外撤退を強制し三月三日完全に右撤退を實現せしめたのであります。

上海事件の發生を見るや支那政府は日支の紛争に付聯盟規約第十五條の適用を先づ聯艦理事會
 に提起し次で本件は支那側の要求に依り聯盟總會に移付せられたのであります、我方としては上
 海事件は單純なる地方的事件であつて所謂國交斷絶に至る虞あるものに非ず又滿洲問題に付ては
 最近同地方に於て新規の戦闘行爲もなく且規約第十一條に基き理事會に繫屬中にして既に委員が

支那の實情を調査する爲め極東に向て出發したる事實にも顧み、右兩者共第十五條の適用を見るべき問題に非ずとの見解を執るものでありまして、帝國政府は當初より此の趣旨に基く明確なる留保を聲明したる上理事會及總會の討議に参加したのであります。然るに聯盟總會は三月三十一日の決議を爲したのであります。該決議は我方に於て受諾し難き幾多の點を含んだものであります。すから帝國代表は政府の訓令に基き我方の立場を闡明すると共に前述の第十五條適用に關する異議を留保して投票に参加しなかつた次第であります。

次に滿洲に於きましては昨年秋舊東北政權倒壊の後を受け同地方支那側要人に依り行はれたる局地的治安維持の努力は其の後支那本部に對する滿洲の特異性及從來同地方に行はれたる軍閥政治に對する滿洲一般人民の反感と相俟て次第に滿洲獨立運動に轉向した模様でありましたが、最近前省長等主唱の下に獨立を宣言するに至つたのであります。

次で三月十二日新政府外交總長は帝國政府に宛て滿洲國の創立を通報し來つたのであります。右通報に對しては非公式に之を領承するに止めた次第であります。私は新政府にして右通報に記載してある通り既存の條約及外國人の權益を尊重し且門戶開放の原則を遵守しますならば之は新政

府の前途の爲めにも甚だ歓迎すべきことと思考するのであります。

將又北洋漁業問題に關する日「ソ」間の諸懸案に就ては昨年來「モスコ」に於て銳意商議を繼續中でありましたが未だ解決を見るに至りませぬ然しながら之が適當妥結に達することは兩國々交の大局よりするも極めて望ましき處でありまして又解決を計らむとする大體の方針に就ては既に彼我の意見の接近を見て居りますが政府としては今後共我主張の貫徹に努め條約に基く正當なる權益の確保を期する考であります。

以上は外交經過の大體であります。帝國は滿洲に於ては甚大なる政治的利害關係を有すること勿論なるも支那本部に對しましては政治的關係よりも寧ろ經濟的利害の方多分であります。從而南京政府及び黨部が從來の排日政策を拋棄し内部の和平統一を圖り資源開發等の經濟的發展に努力する場合には日支の國交和衷融合に至るべきこと疑を容れざる處と考ふるのであります。

尙ほ茲に一言すべきは滿洲事變殊に上海事件發生以來歐米諸國に於ける空氣は我國に對し好意的ならざるものありたるも右は事實に即せざる支那側の宣傳又は種々の誤解に基く次第であつて時日の經過と共に是等諸國に於ける對日感情の漸次好轉するを期待する次第であります。

三十五、滿洲國と國際聯盟會議

—第六十二回帝國議會に於て(昭和七年六月)

齋藤總理大臣兼外務大臣

最近に於ける帝國の重要外交案件に關し茲に報告を兼ね所見を開陳致しまするは私の欣幸とする所であります。

先づ日支關係に付きましては上海方面の情勢は五月五日上海に於て日支兩軍の停戰協定成立し同地方平靜回復の緒に就きましたのは御同慶の至りであります本協定の調印を見ます迄には種々なる迂餘曲折があつたのでありますが、幸にして其の成立を見るに至りましたのは我方の公正なる態度に加ふるに英國公使を始め友好國代表者の非常なる盡力が多大の貢獻をなしたのであります。尙ほ此の機會に私は上海方面に於て奮闘し克く其の大任を全うしたる我陸海軍將兵に對し

衷心感謝の意を表するものであります。又四月二十九日同地に於ける爆彈事件の爲め危禍に遭遇せられたる我が陸海軍及外務官憲並に民團關係者等に對し深厚なる同情の意を表するもので殊に白川派遣軍司令官の薨去は寔に痛恨に堪へない次第であります。

今次の停戰協定に依りますれば、支那軍は上海より一定距離に止まるのみならず上海の周圍に於て、其の統制の及ぶ限り總ての敵對行爲を停止することゝなつて居り、且支那軍の行動に關し疑を生ずる場合に於ては英、米、佛、伊四國代表者が之を確かむることゝなつて居るのでありますから右規定が能く守らるゝ限り差當り支那軍隊に依つて上海附近の治安の攪亂さるゝが如きことはない筈であります。従て我陸軍は五月十一日陸軍大臣聲明の通り本協定の運用と上海地方平靜確立に關する關係友好國側の今後の活動とに信賴し其の全兵力の内地歸還を行はしめらるゝ事ゝなつたのであります。右は上海附近に對する皇軍の出動が何等の政治的意圖に出づるものにあらずとの帝國政府累次の聲明を如實に證するものであります。然しながら停戰協定は日支兩軍の停戰を規定するに止まるのであります。上海附近の恒久的平靜を回復する方法を確立もたものではありませぬ。従て過去數十年に亘る外支人の平和的努力の結晶たる此の盛大なる國際都市の

繁榮を維持するが爲には更に一步を進めて内外人が安全に居住し圓滑に營業し得る状態の確立せらるゝこと極めて肝要であります。斯くして上海地方が過去十數年間屢々各種の不祥なる事件を繰返し來れる不安なる状態より永久に脱却することが出來ますならば、之は單に上海地方居住の外、支人の幸福のみに止らず實に支那及支那に利益を有する列國の幸福であります。此の趣旨に於きまして、私は夙に帝國政府の希望せる所であり、又本年二月二十九日支那側同意の下に成立しました聯盟理事會決議に豫想せる所謂圓卓會議が速かに開始せられ、且成功を遂げむことを期待するものであります。

滿洲に於きましては滿洲國は鞏固なる決意と革新の理想の下に新國家として徐々に發達の道程を辿りつゝあるものと認めらるゝのであります。私は我國民が同國政府の前途に對し多大の希望を懸けて居ることを確信しますると共に、滿洲事變に伴ふ國際關係の處理に付きまして右新國家の存在と云ふことは現實の事實として無視することを許さなものと存するのであります。同國が今後益々健實なる發達を遂げますことは管に同地方の治安及繁榮の回復増進の爲のみならず東洋平和の確保の爲にも肝要と思考するのであります。同地方に於ける兵匪等不逞分子の跳梁は外部

よりする煽動等もありまして容易に鎮靜せぬのであります。新國家は創立早々のことにもあり未だ充分に治安の回復に當り得る状態に達して居ないのであります。従て在滿帝國軍は新國家の警備力に對し必要の協力を與ふる外帝國臣民の生命財産が危殆に瀕すとか又は一般治安に動搖を來たすとか云ふが如き事態の發生を見ます場合には自ら之が鎮定に任ぜざるを得ざる状況にあるのであります。私は滿洲各地に治安維持の爲、日夜生命の危険に晒され、絶大の犠牲を拂ひつゝある我將兵並に警察官に對し此機會に衷心感謝の意を表したいと思ひます。

由來今次滿洲に於けるが如き政治的變動の場合には外部よりする煽動等がなくも反動派又は不逞分子等の跳梁を免れないのであります。新國家の庶政が其の整頓を見る迄には相當の日時を要すること諸外國の實例等に徴しましても明であります。従て現下の滿洲に於ける事態の成行に付き素りに燥急なる態度を以て臨むが如きは私の強く反對せざるを得ざる所でありまして要は假すに時を以てし堅實に問題の解決に向て歩を進むるにあると信するのであります。

滿洲事變の發展に伴ひまして北滿に於ける我居留民の保護の爲帝國軍隊は同方面に出動して兵匪に當ることゝなりましたが其の間該地方に於ける「ソヴィエト」聯邦の正當なる權益は常に

之を尊重し之に損害を及ぼすが如きことなき様十分の注意を拂つたのであります。此の事實は我軍隊の行動の跡に徴すれば明瞭に觀取せらるゝ所であると存じます。尙帝國政府は「ソヴェエト」聯邦政府に對し我軍の北滿出動の目的は居留民の生命財産の保護であつて他に何等の意圖を有するものでないと云ふことを屢々聲明致しましたから同聯邦政府に於ては必ずや帝國政府の眞意のある所を了解して居ること、確信する次第であります。然るに世間滿洲事變を契機として日「ソ」兩國間に戦争の危険あり等と誠しやかに吹聴するもの、あるのは甚だ遺憾でありまして我國民が斯る言説に迷はされざらむことを希望する次第であります。

國際聯盟に於きまして上海事件の推移を注視して居た次第は御承知の通りであります。上海に於ける日支停戦交渉一時停頓の際支那側が問題を聯盟に提出しました結果種々紛糾を來たしたのであります。現地に於て前述の如き停戦協定成立の見込が略々付きましたので聯盟に於ても右の事實に即して其の難局を切抜くる事とし、四月三十日臨時總會開催の上、上海に於ける交渉の促進を慫慂することを大體の趣旨とする決議を採擇し、茲に一段落を告げるに至つたのであります。尤も帝國政府は聯盟規約第十五條の適用に異議の留保を致して居ります關係上右決議の採擇

に關しましても我方の立場を闡明して棄權したのであります。

尙目下現地に在りて調査に従事して居ります所の聯盟支那調査委員に對しましては我方は其の任務の遂行の爲め出來得る限りの便宜を供與すると共に同委員會が支那及滿洲の實情に付き正確公正なる認識を把握せむことを希望して已まないであります。

日支關係以外の重要外交問題と致しましては現下の世界的政治經濟の不安輕減の問題であります。軍縮會議は去る二月以來開催中であり。該會議は陸海空三軍に亘る最初の大會議であり従て會議の期間は相當長引くことと思はれますが、帝國政府としては既定の方針に基き我主張の貫徹を期すると同時に本會議が相當の成功を收めむことを禱つて居る次第であります。

又國際經濟關係に付きましては今や世界の各國は何れも自國産業保護等の見地から從來に見なかつた種々の方策を採用するに至りまして之が爲め國際通商上に於ける支障著しきものある次第であります。政府に於きましては出來得る限り我對外通商上の支障を少くすることに努力を怠らぬ次第でありまして特に本年に入りましてから、從來多年の懸案でありました我國と葡萄牙及佛領印度支那との通商協定又は稅率協定の成立を見るに至つたのであります。葡萄牙國とは明治

四十四年以來無條約の状態に在りましたので我國は同國との通商上諸外國に比し不利益なる待遇を受け來つたのであります。種々折衝の結果本年三月兩國間に通商協定締結せられ同協定は既に實施を見るに至つて居ります。又佛領印度支那は御承知の通り地理上我國とは極めて近隣の關係に在り乍ら同方面との通商貿易上重要な關係ある關稅問題に付きまして今日迄何等の取極がなく明治二十九年以來日佛兩國當局の多年の苦心努力も種々の事情に妨げられて其の成果を擧ぐるに至つて居なかつたのであります。然るに昨年頃から交渉の機運漸く動き遂に本年五月十三日協定調印の運びと相成りました。本協定實施の上は日本と印度支那との通商貿易は從來に比し容易となり彼我の經濟關係は漸次密接を加ふることゝ存じます。此等協定の成立は前記兩國との國交親善の爲めにも誠に慶賀に堪へない所であります。

今や世界は各方面とも種々不安なる狀況にありまして就中經濟上の不況は極めて深刻なるものがあります。我國も列國の一員として此の世界的狀勢の影響を受くる事を免れないと同時に實際的に解決を要する幾多の重大事件を有して居る次第でありまして此の間に處する帝國外交の前途は固より多事多難なるべきを豫期しなければなりません。而して此の帝國外交の重大時期に善

處するが爲には國民的の一致團結が最も重要であるは申す迄もありません。私は諸君と共に全國民の支持に依り此の難局の打開に向つて最善の努力を盡したいと思ふのであります。

三十六、極東に於ける帝國の地位と決意

——第六十三回帝國議會に於て(昭和七年八月)——

内 田 外 務 大 臣

帝國の重要外交案件に付ましては、去る六月の帝國議會に於て前任者より報告を兼ね所見を開陳したる次第であります。其の後滿蒙問題の重要な發展に顧み滿蒙及支那本部に關する帝國政府の所見並に方針に付詳細申述べまして諸君の御清聽を煩したいと思ひます。

滿洲國が益々健全なる發達の道程を辿つて居りますのは御同慶の至りであります。帝國政府は新國家に對する承認を以て滿蒙の事態を安定し延て極東に於ける恒久的の平和を招來すべき唯一

の解決方法と認むるものであります。仍て政府は速に滿洲國を正式に承認する決意の下に目下着々準備を整へて居るのであります。右準備整ひ次第不日承認實行の筈であります。

然るに外國に於ける一部人士中には今尙支那に對する帝國の態度、殊に九月十八日事件の發生以來帝國の執り來りし措置を充分に諒解せず、又は滿洲國の成立に付正當なる認識を缺き、剩さへ帝國の滿洲國に對する承認を以て不法視するが如き所説をなす者がありまするに顧み、私は此の機會に於て從來政府の累次宣明し來つた所と重複するを壓はず、是等諸點に關する我方の立場を明かにすると共に、前述の如く帝國政府が滿洲國の承認を以て滿蒙問題解決の唯一の方法と認めまする所以の梗概を述べて諸君の御諒解を得て置きたいと思ひます。

抑も近年極東に於ける國際關係惡化の主要なる原因が、支那の混亂せる状態に加ふるに過激思想の顯著なる影響を受けたる排外的革命外交の遂行に存することは何人も争ひ難い所であります而して右支那の異常なる状況に依る最大の被害者が日本である事は申す迄もありませんが。其の他の列國も亦忍ぶ可からざる侮辱と堪へ難き災害を蒙り來つた次第であります。然るに斯の如き事態の匡正を、聯盟規約其の他所謂平和維持機關に求むるの至難なることは苟も支那の實情に通

ずる者の直に首肯し得べき所と信じます。現に列國は其の在支權益に對する侵害を受け又は受くる虞ある場合には、是等の機關に依頼することなく直接其の自力を以て之が匡救又は豫防を計ることを常として居るのであります。最近の事例のみを數ふるも枚舉に遑なき有様であります。

我國は支那が穩健着實なる方法に依り其の國運を挽回し、進んで極東の平和に對する同國の使命を果し得る日の速に到來せむことを衷心希望しつゝ、二十餘年の久しきに亘り極度の自制と忍耐とを示し來つたのであります。而も支那側は我が寛大なる態度に應ぜむとする誠意なく、我方に對する輕侮と排斥とは却て甚しきを致したのであります。帝國政府は支那側に對し日本國民の忍耐を試さむとするが如き態度の極めて危険なることを、幾度となく警告したのであります。が、寸毫も改善せらるゝなきのみならず、却て愈々惡化しまする一面、忍耐に忍耐を重ね來つた日本國民の感情が遂に極度に尖鋭化するに至りました折柄、帝國の生命線たる滿蒙に於て彼の九月十八日事件の發生を見るに至り、我方に於ては敢然として正當防衛の行動に出づるの外なかつたのであります。

然るに右帝國の行動を以て不戰條約に違反するものなるやの所説をなす者がありますが、斯の如きは全く事實に即ぜざる主張であります。帝國の存立と重大なる關係を有する權益に對する支那側の暴戻なる侵害に對し、我方に於て眞に已むを得ずして起ち、之が防止に必要なる行動に出でたものなることは前述の通であります。不戰條約は此の種の場合に於ける自衛權の行使を制限するものではありません。即ち同條約は締約國が其の判斷に基き自國の領土及一切の權益に對する危険を防止する爲、必要と認むる措置を執ることを禁止しては居らないのであります。又右自衛權の行使は行使國の領土外に及び得るものなること明であります。帝國の行動は他の列國が同様の場合に執りまして措置と其の本質を同うするものであります。

右の如く我方に於て自衛行動に出でますや、張學良政權に屬して居りました官吏の大部分が或は逃亡又は辭職し、該政權の事實的解消を見るに至りましたことは御承知の通であります。

然るに滿蒙に於きましては、豫て同地方を以て支那本部に於ける内亂の渦中に投ずることに反對し且累年に亘る張家の惡政を憎惡する有識人士の間に、政治改革の機運が醗酵しつゝあつたのであります。是等人士は右張學良政權倒壞の機會を利用し現實の運動に着手したのであります。

す。

即ち前述張學良政權の事實的解消の結果、奉天、哈爾濱等に治安維持會が成立しましたが、我方としては滿蒙に於ける治安維持の責任上是等維持會に對し必要の援助を吝まなかつたのであります。然るに是等維持會關係の要人等は此の情勢に應じ驟然起つて遂に新國家を創建するに至つたのであります。要するに滿洲國の成立は同地方が支那本部に對して有する地理的、歴史的及住民心理上の特異性を背景とせる獨立運動の結果に外ならないのであります。

或は新國家の成立を以て我軍事行動の結果なりとし、之に對する責任を帝國に歸せむとする者もありますが、斯の如きは前述の事情を認識せざるに基くものであつて、我方の容認し得べき限りではありませぬ。又滿洲國政府に多數本邦人の在職して居る事實を以て、新國家の成立に帝國が何等かの關係を有し居るやうに邪推する者もありますが、建國草創の際外國人の技能を利用することは幾多の先例があるのであります。現に我國の如きも明治維新後多數の外國人を官吏又は顧問として傭聘して居つたのであります。例へば明治八年頃に於ける是等外國人の總數は五百名を超過して居たのであります。要するに個人たる本邦人が滿洲國政府に在職せる事實よりして

前述の如き邪推を爲すは僻見も甚しきものであります。

滿洲國の成立が支那内部の分離運動の結果なることは以上詳述の通であります。然るに斯の如くにして成立せる既存の新國家に對する帝國の承認を以て、九國條約の規定と違反すとの主張をなす者もありますが、右は甚だ不可解なる議論であると思ひます。九國條約は前述の如き支那に於ける分離作用、即ち支那の一地方の住民が自己の發意に依つて獨立國を建設することを禁止するものではありません。從て九國條約當事國たる帝國が滿蒙に於ける住民の發意に依り成立しました既存の滿洲國を承認しましても、同條約の規定に牴觸することはないのであります。固より我方に於て滿蒙の併合其他同地方に對し領土慾を満足せしめむとするが如き假定の下に於ては問題は別であります。然し乍ら帝國が滿蒙に對し何等の領土的異圖を有せざることとは今更多言を要しませぬ。

以上を以て私は支那に對する帝國の態度殊に九月十八日事件發生以來、我方の執り來りし措置が極めて正當且適法のものなること、滿洲國は其の住民の自發的意圖に依り成立せるものにして支那に於ける分離運動の結果と見るべきものなること、及斯の如くにして成立せる新國家に對し

帝國に於て承認を與ふるは九國條約の規定に何等牴觸せざることとを明にした次第であります。更に進んで帝國政府が滿洲國の承認を以て滿蒙問題解決の唯一の方法と認めます所以に言及したいと思ひます。

滿蒙問題の解決に關し帝國政府の最も重きを置きます所は、第一に其の住民の正當なる要望が充たされ且帝國の權益が確保さるゝと共に、苟も舊來の排外的施設の再現を防止して同地方に内外人安住の樂土を築き以て滿蒙自體の安定は勿論、進んで極東に於ける恒久的平和の招來を期すること、及第二に感情論又は抽象論を排し、滿蒙に於ける現實の事實を基礎として問題の解決を期することの二點であります。我々は滿洲事變の勃發を見るに至りました過去の經緯及從來滿蒙に對し我國の拂ひました絶大の犠牲に顧み、右二點に即して滿蒙問題の根本的解決を計り、以て日支間永年の禍源を一掃するの要あることを痛感するものであります。然るに近時支那本部政權をして何等かの形式に依り滿蒙に關係せしむることゝし、以て一時を糊塗せむとする解決案を考慮する向もある模様であります。斯の如きは究極する所九月十八日事件以前の狀態を繰返す結果に終るべきこと、我々永年の經驗に顧み何等疑ひない所でありまして、日本國民は右の如き

解決案に斷じて賛成するものではありません。又支那本部政權の滿蒙進出は如何なる形式を以てするを問はず、滿洲國政府の建國宣言及對外聲明等に表示せられました政治的信條と全然相容れざるものでありまして、滿洲國人に於て之を容認せざるべきこと火を賭るよりも柄であります。滿蒙に對し其の人民の欲せざる所を強制せむとするが如きは正義の觀念の許さざる所でありますのみならず。同地方に新なる紛亂の種を播くに外ならないのであります。要するに支那本部政權の滿蒙進出を計るが如き企圖其他類似の不徹底なる考案は、前述の如き滿蒙を以て内外人安住の樂土と爲さむとする目的には副はず、又滿蒙に於ける現實の事態を基礎とすべしとの趣旨にも合はないものでありまして、滿蒙自體の安定乃至極東に於ける恒久的平和を招來する所以ではありません。

之に反し滿洲國に於きましては、其の建國宣言及對外聲明等に、内外に對する極めて公正妥當なる政策を掲げて居り、殊に對外關係に付きましては正義と平和と親善とを主旨とすべきこと、國際法及國際慣行に照して既存條約上の義務を繼承履行すべきこと、外國人の既得權益を尊重し其の生命財産を保護すべきこと、外國人の來住を歓迎し且各民族に對し平等公正なる待遇を與ふべ

きこと、外國人の經濟活動に關し門戸開放の主義を遵守すべきこと、列國との通商貿易を容易ならしめ世界經濟の發展に貢献すべきこと等の方針を宣明致して居りますのみならず、同國當局は右實行の充分なる誠意を有するものと認めらるゝ次第であります。從て同國に對し承認を與へ、此の上共同國が前述の如き健全なる政策方針の實施に邁進して參ります様援助して行くことは、即ち現實の事態に基いて滿蒙に内外人安住の樂土を築く所以でありまして、之實に滿蒙問題の恒久的解決を齎す唯一の方法であることは何人にも明かなる筈であります。

滿洲國の政策方針の公正妥當なること右の如く、又同國當局に於て之が實行に關し充分なる誠意を有すること前述の通りでありますを以て同國にして建國の純眞なる精神を堅持し、努めて已まなければ其の前途は實に洋々たるものがあります。世間或は同國に於ける匪賊の跳梁を過大視し或は同國の財政難を豫斷するが如き者もありますが、斯くの如き悲觀論には容易に左袒することが出來ないのであります。新興國に於て其の建國當初、現下の滿洲國に於けるが如き不逞分子の跳梁を見ることは世界に幾多の事例があるのであります。而も多數の場合に於て之が鎮定には相當の年月を費して居るのであります。之に比較すれば目下滿洲國に於ける匪賊の討伐は良好

なる成績を以て進行して居るものと見なければなりません。又極洲國の財政は同國當局が其の建國當初に豫想して居りました所よりも遙に良好であると云ふことを聞き及んで居ります。滿洲國は其の領域及人口殊に廣大なる富源に顧みまして、施政宜しきを得ば必ずや富裕なる國家となり、世界各國に取つても有望なる市場となり得ること疑問の餘地がありません。私は斯くして滿洲國が健全なる發達を遂げ嘗て同國三千萬民衆の福祉を招來するのみならず。支那本部更生の好模範とならむことを期待するものであります。翻て支那本部の状況を見ますに、最近内政の紛亂は一層甚しきを致したる一方共匪の跳梁は長江及南支一帶の廣大なる面積に亘つて居るのであります。國民政府の前途に對し重大なる暗影を投じて居る状態であります。而も排外殊に排日運動は依然として止まないものであります。斯の如くんば支那本部と外國との關係は愈々紛糾を加へ、其の結果益々國內の混亂を誘致すべきこと想像に難からぬのであります。之に伴ふ人民の窮苦は眞に同情に堪へないものがあります。私は支那が今日の状況を續けて行きますことは嘗て同國自身の爲寒心に堪へざるのみならず。外國側に取つても由々しき形勢を持ち來すの危険を包藏して居ることを痛感するのであります。之に反し支那側が叙上の事態に深く思を致

し、速に其の誤れる對外政策より脱却すると共に眞面目に其の内部の整頓に精進せむとする建設的の態度に出で來りますならば、右は支那並に諸外國雙方の爲、眞に喜ばしきことであります。我國民が東洋の大局に顧みて出來得る限りの助力を吝まざること勿論であります。私は同文同種の日滿支三國が各々獨立國として相倚り相助け、極東の安寧福祉の爲、延て世界平和と人類文化との爲努力邁進する時期の一日も速に到來せむことを翹望して已まないものであります。

三十七、滿洲國承認と聯盟脱退

——第六十四回帝國議會に於て（昭和八年一月）——

内 田 外 務 大 臣

私は茲に昨年八月臨時議會以後に於ける帝國の重要外交案件に付て御報告致しますると共に、帝國政府の所見並に方針を申述べまして、諸君の御清聽を煩し度いと存じます。

帝國政府は既定の方針に基きまして、昨年九月十五日滿洲國政府との間に議定書を調印致し、之に依て帝國は滿洲國の獨立國たることを確認すると共に、滿洲國は同國內に於て帝國及帝國臣民が、從來條約其の他の約定に依て有する一切の權益を尊重すべきことを約し、且日滿兩國は極洲國に對する一切の脅威が同時に帝國の康寧に關するに顧み、共同して國家の防衛に當るべく、之が爲所要の帝國軍は滿洲國內に駐屯するものなることを規定して居るのであります。即ち右議定書調印の結果、帝國の在滿權益を擁護すると共に、内外の脅威に對し滿洲國の安全を確保するの基礎が確立せられ、東洋の平和維持に對する有力なる保障が新に設けられた次第であります。

滿洲國が其の後益々健全なる發達を遂げ、就中其の治安の狀況は集團的兵匪の逐次壊滅すると共に、著しく改善せられて居りますことは寔に御同慶の至りであります。而して此の狀態が同國の通商貿易上には勿論、財政上にも極めて好い影響を與へて居りますことは、申す迄もなく其の慶福は滿洲國人は固より在留邦人其の他諸外國人の上にも一樣に及んで居る次第であります。此の事實は即ち新國家を承認し其の發展を助成することが、滿洲問題を堅實なる基礎の上に解決

し、東洋の平和を保全する唯一の方途であると確信する帝國政府の見解の誤らざることを如實に示して居るのであります。私は右の如く滿洲國が良好なる状態に在り、其の慶福が内外人一樣に及んで居る事實にも顧みまして、同國に對して帝國の採つて來た態度が極めて公正妥當のものであることを、聯盟及列國に於て必ずや認識するに至るべきことを確信するものであります。又窮極に於ては、支那國民も日滿支三國が各々獨立國として相倚り相助けて行くことが、東洋の平和を確保する最善の方法なることを了解するに至るべきを信じて疑はないのであります。尙序を以て熱河に付て一言附加へ度いと存じます。滿蒙と支那との境界が長城であることは歴史的に見て議論の餘地なき所であり、殊に熱河省が滿洲國の一部たることは、同國建國の經緯に徴しましても明瞭であります。然るに最近同省内に於ける治安攪亂の策動顯著なるもののみならず、學良麾下の正規軍にして國境を越え、熱河省に侵入し來るものがある有様であります。滿洲國の領域に屬する地方の治安の維持は日滿議定書に基き、兩國共同して其の責に任ずるものなること申す迄もなく、從て所謂熱河問題は純然たる滿洲國內部の問題たると同時に我方としても右條約上の義務に顧み、多大の關心を有する次第であります。

支那に於ける政局は引續き渾沌たるものある一方、排日運動は依然緩和の兆候を示さないであります。殊に昨年十二月南京に開催せられました國民黨中央委員全體會議に於ては、北支邊境に於ける軍事行動、東北義勇軍に對する援助及日貨排斥の三點より成る積極抗日案なるものが提出せられたる旨の報道がありました。其の後政府の入手致しました各種の情報に依れば、右積極的抗日案なるものが同會議を通過せることは確實と認めらるゝのであります。而して近來支那軍隊が、支那と滿洲國との境界附近に集中せられ居るのみならず、既に其の一部分が熱河省内に侵入せることに付きましては前に一言致しました通であります。帝國政府に於ては、斯の如き支那の状態を衷心重大視して居るのであります。此の事態より招來することあるべき不幸なる結果に付、豫め支那政府及國民の深甚なる注意を喚起し、其の反省を促さざるを得ないのであります。

日支問題に關する所謂「リットン」委員會の調査報告書は、昨年十月理事會に提出せられ、又之に對する帝國政府の意見書は、同年十一月同じく理事會に提出せられ、且兩者とも一般に公表せられて居るのであります。諸君に於て既に御承知の通であります。要するに我方の意見書は

滿洲國を承認し、之が健全なる發達を助成することが、東洋の平和を確保すべき唯一の方途であると云ふ帝國政府の基本的見解を、各方面から敷衍して居るものであります。政府は其の後聯盟理事會、總會、其他諸列國との交渉の機會を捉へて、此の意見書の趣旨とする所を懇切丁寧に説明し來つたのであります。昨年十二月、一旦休會したる聯盟十九ヶ國委員會は本月十六日再開討論を繼續して居りますが、我方としては右委員會に對しては素より、今後聯盟の諸會議其他凡有る機會に於て、右意見書の趣旨の徹底に努力する覺悟であります。

由來帝國政府は聯盟の事業に對し誠實に協力し、其の權威を増進するに努め來つた次第でありまして、聯盟の東洋の平和及福祉に貢獻せむが爲にする努力に對しては、十分に好意ある協力を爲すの用意を有して居ること多言を要しないのであります。然し乍ら同時に帝國政府に於ては聯盟が支那に關する問題に關與するに當りましては、前述の意見書に詳述致しました如く、同國に於ける事態の複雑難澁に變則的特色の甚だ濃厚なるものがあるに顧みまして聯盟規約の運用に十分の伸縮性を有せしむることは必然なりと考へるのであります。現た通常の諸國家間に一般に行はれて居る國際法上の諸原則乃至慣行は、支那に於ては著しく變更を加へて行はれて居るので

ありまして、聯盟規約のみが之に對する例外たることは出来ぬのであります。即ち歐洲に於ける先例若は事情に基き、規約を其の儘右の如き事態に適用せむと焦慮する結果は實際に當嵌まらざることとなり、却て事態の紛糾悪化を來すのみならず、聯盟の權威を無用に傷くることとなり、世界の平和の爲にも極めて危険であると考へらるゝのであります。

東洋永遠の平和を期する爲には、一方に於て日滿支三國間の協力提携が必要であることは前述の通であります。又他方に於て日滿蘇三國間の圓滿なる協調が甚だ望ましいのであります。

蘇聯邦政府に於きましては滿洲事變に關し當初より極めて慎重なる態度を執り來りましたので幸にして今日迄帝國との間に何等不愉快なる経緯を見なかつた次第でありまして、日滿蘇三國關係の爲慶賀致す次第であります。

最近蘇支兩國間に國交の恢復を見るに至りました爲東洋全般に於ける赤化運動が、今後一層活潑になる様なことはなからうかと懸念する向もありますが、私は茲には右見方の當否に付ては暫く論及致しませぬ。唯既に共產黨の活動と、共產軍の跳梁との爲に苦んで居ります楊子江沿岸並南支一帶の情勢に、更に赤化の氣勢を添へるが如き事態が蘇支復交問題に伴ふ一現象として、萬

一にも發生する様なことがあれば、之は東洋平和の爲由々しき事柄であります。此の點に付帝國として深甚なる注意を怠らぬのは勿論であります。

尙此の機會に日蘇不可侵條約の問題に付て一言致しますれば、元來兩國相侵さざること、先年北京に於て調印せられたる日蘇基本條約の精神であり、又兩國共調印し居れる不戰條約の規定する所なるのみならず、其の後兩國間に於ける實際の關係、殊に只今述べましたる最近の事態に徴しても何等疑はないのであります。唯此の精神、此の規定、此の實際關係に對し、更に兩國間の不可侵條約と云ふが如き形式を與へると云ふ問題となりますると、其の時期方法等に付きましては自ら種々の見解が有る得るのであります。現に昨春、蘇聯邦政府よりの提議以來、各方面に各種の議論を生ずるに至りましたのは御承知の通りであります。

帝國政府に於きましては、本問題に關し、斯の如く幾多議論の岐れて居る事實に顧みまして、結局現存條約以外改めて不可侵條約の商議締結を行ふには、時期未だ熟しないものと認めまして、昨年其の趣旨を以て一應蘇聯邦政府に回答致しましたのであります。尤も右様回答を致しましたればとて、我方が蘇聯邦に對し聊かも侵略の意圖を有するものではないことは勿論でありまして、

蘇聯邦政府に於ても、此の點に付何等誤解なきことを確信するものであります。

一般軍縮會議は昨年二月壽府に開會以來、陸海空の三軍に亘り各種重要案件に付討議を進めつゝあるのでありますが、同會議は世界各國を網羅せる未曾有の大會議でありまして。各參加國は各自の國防の安全を庶幾し、自然其の間の利害關係も亦極めて複雑なるものがありますから、今尙容易に一致を見るに至りませぬ。然し乍ら、元來軍縮事業は平和事業として、國際聯盟の重要な任務の一であるのみならず、現下世界各國の最大關心を有する問題の一でありまして、該事業に對する帝國政府の熱誠なる寄與協力に至りましては、終始一貫動かないのであります。縱て今次の會議に於きまして、我全權は各國代表者と協力して専ら會議の成功に努力を傾けつゝあるのであります。舊臘帝國政府が世界海軍を備に對し、重大なる縮減を齎らすべき提案を進んで會議に提出致しましたのは、此の目的に外ならないのであります。

右提案の各種艦船の艦型縮小、航空母艦の全廢、主力艦及甲級巡洋艦の隻數縮減、乙級巡洋艦及驅逐艦の總噸數縮減等を主張するものでありまして、之に據りますれば航空母艦の全廢並主力艦及甲級巡洋艦の縮減のみにても、日英米佛伊の五箇國を通じまして、總計約百三十萬噸の縮減

を見るに至る計算であります。我提案は今次の會議に於て一般に承認せられたる軍縮の各原則、就中攻撃的勢力を弱め、防禦的勢力を強むべしとの原則を基礎とするものでありまして、此の原則に據りますれば、優勢海軍國は劣勢海軍國に比し一層大なる犠牲を拂ふべきは當然であります。若し右兩者に對し、同一率の縮減を行ふとしますれば、劣勢海軍國の安全感は著しく害せらるゝに至るのであります。又一方に於て我提案は、關係各國の主張を能ふ限り考量に入れて居るのでありますから、各國に於て我提案を十分攻究しまするに於ては、我提案の極めて公正合理的にして且實際的のものであることを、克く了解するに至るべきことを確信するものであります。

世界經濟界の趨向を觀まするに、四十餘ヶ國に亘る金本位制度の停止、銀價の暴落、爲替相場の混亂等に依る貿易上の障礙以外に、各國競つて高率關稅、輸出入の制限禁止等種々通商上の障壁を設けまして、所謂産業貿易上の鎖國主義を行ふに至りました結果、從來折角健全なる發達を續けつゝありました通商自由の大原則が、茲に一大逆轉を見るに至りましたことは誠に遺憾に堪へざる所であります。蓋し各國間物資交易の自由は、移住往來の自由と相俟ちまして、世界各國民

が有無相通じ、共存共榮の理想を達成する所以でありまして、此の大原則の圓滑なる運用が妨げらるゝに於きましては、國際間の共存共榮は之を實現すること難く、眞の世界の繁榮と平和とは之を期待し得ざるに至るのであります。

幸ひ最近に至り、此の世界的經濟不安を排除する方策に就て、熱心なる検討を行はんとするの氣運が顯著となるに至りましたことは、誠に喜ぶべき現象でありまして、我國と致しましても此の種の國際的努力に對しましては進んで協力したい方針であります。現に近く開かるべき世界經濟財政會議の如きも亦上述の趣旨に基くものと考へますから、帝國政府に於きましても既に同會議の準備委員會にも参加し、各國と共に各種の豫備的研究を進めつゝあるものでありまして、今後とも同會議の成功に對しては衷心の援助を致したい意向であります。

以上當面の外交問題に付御清聴を煩した次第であります。最後に私は、右に述べましたる所の根柢をなす帝國政府の見解に關し、一言致し度いと存じます。

帝國外交の根本義が東洋の平和、延いて世界平和の確保に存することは多言を要しない所であります。而して帝國政府の所見に依りますれば、現下國際社會の實情に顧み、眞實の平和を招來

せむが爲には平和の維持を目的とする諸原則の普偏性を認めつゝ、而も之が運用に當つては實際に適應して適宜伸縮性を有せしむると同時に、世界各方面に於て平和維持を現實に可能ならしめつゝある勢力を尊重することが極めて肝要なのであります。私は此の意味に於て、聯盟規約中に地方的了解の尊重を規定して居ることの賢明なるを認むると共に、東洋に於ては帝國の建設的勢力が、其の方面の平和を現實に維持する爲の支柱なることを認識し、同方面の平和維持を圖るべきものと考ふるのであります。帝國は世界の何處に對しても領土的野心を有しませぬ。又世界の何國とも事を構へんとするものではありません。帝國の企圖する所は國際正義に基き、帝國の生命線を確保すると共に、其の隣接諸邦と協力提携して東洋の康寧を確保し、依て以て世界平和の維持に貢献せむとする外ないのであります。而して東洋に於ける其の權威と其の實力とを以て、右目的達成の爲貢献せむとするは、日本國民の信念であり又覺悟であるのであります。明治以來の帝國外交の根本精神は、實に茲に存するのであります。前に述べました滿洲問題乃至日蘇關係又は聯盟に對する帝國政府の態度も、右精神に基きたるものであります。將又軍縮會議に對する帝國の提案の如きも、均しく同一の精神に出で、居るのであります。帝國政府は敘上根本精神の

下に、何れの國家との間にも最も親善なる關係を保持し、以て通商の圓滑と文化の融合とを圖りつゝ世界人類の一層崇高なる理想を實現すべき階程を辿らんことを期するものであります。

三十八、萬邦協和の外交方針

—第六十五回帝國議會に於て(昭和九年一月)—

廣田外務大臣

私は、昨年九月圖らずも外務の重責を負ふことゝ爲りまして、今日茲に帝國の對外關係に付、所見を開陳するを得るは、私の光榮とする所であります。

滿洲事變及滿洲國問題に關し、帝國と國際聯盟とは、東亞に於ける平和維持の根本義に付、不幸にして大なる意見の相違がありました爲、帝國政府は、遂に昨年三月二十七日を以て脱退を通告するの已むを得ざるに至つたのであります。此の重大なる決定を致しました際、畏くも 天皇

陛下には詔書を煥發せられ、我帝國の向ふべき進路を明確に宣示遊されたのであります。即ち、「今次滿洲國の新興に當り帝國は其の獨立を尊重し健全なる發達を促すを以て東亞の禍根を除き世界の平和を保つゝの基なりと爲す」と宣はせ給ひ、更に「然りと雖國際平和の確立は朕常に之を冀求して止まず是を以て平和各般の企圖は向後亦協力して渝るなし今や聯盟と手を分ち帝國の所信に是れ從ふと雖固より東亞に偏して友邦の誼を疎かにするものにあらず愈信を國際に篤くし大義を宇内に顯揚するは夙夜朕が念とする所なり」と仰せられて居るのであります。我國民にして今後益協力一致以て聖旨に副ひ奉ることゝ努力するに於きましては、帝國の公明正大なる態度は、必ずや世界に徹底するに至り、帝國の前途は實に光輝に滿つることゝ確信するのであります。私と致しましても、我對外關係の處理に當り右聖旨を奉體し、「世界平和を念とし外交手段に依り我方針の貫徹を圖る」ことに渾身の努力を傾注せんとするのであります。

幸に帝國と友好各國との關係は、聯盟脱退後に於ても外交上は勿論、通商貿易上も一層密接となり、親善を加へつゝあるは同慶の至りであります。今私は其の内帝國と隣接の關係を有する諸國に付て、最近の外交關係を少しく述べたいと思ふのであります。

帝國と密接且特別の關係に在る滿洲國に於きましては、建國以來英邁なる溥儀執政閣下始め、同國政府當局の倦むことなき努力と、日滿議定書の精神に基く帝國の全幅の援助とに依りまして著々と其の建設の歩を進め、諸般の施設漸次其の緒に就き、殊に治安の維持、産業交通の發展、財政の確立及文教の進展等に付顯著なる成績を擧ぐるに至りましたのみならず、同國朝野の翹望する帝政問題も近く實現せられ、新興獨立國としての國礎も愈固きを加ふるの運びに至らんとすることは、獨り滿洲國の爲のみならず、東洋の平和延て世界平和の爲、慶賀に堪へぬ次第であります。吾人は今後共聖旨の在る所を奉體し、官民相携へて同國發展の爲に極力寄與せねばならぬと考へて居ります。

次に帝國政府は、東亞に於ける平和の維持に付重大なる責任を感じ、且確固たる決意を有するものでありますが、之が爲には支那自體の安定が最肝要なりと思考するのであります。従て、支那が速に其の治安と繁榮とを回復するは、帝國政府の衷心より希望する所でありまして、兩國が常に善隣互助の關係を保ち、以て東亞の平和及發達に貢獻することは、當然の使命と云はなければならぬのであります。然るに、支那の政局を見ますに、未だ斯の如き希望の實現に遠ざかり居り

州すのは誠に遺憾であります。近來に至り支那政府は、其て従前執り來れる抗日政策の非なるを悟り、日支關係打開の方針を決定せるやの情報もありますが、今日迄の處右情報を裏書すべき具體的事實を認め得ざる狀況であります。若し支那にして帝國の眞意を諒解し、誠意を現實に示して來ますならば、帝國としても之に順應し、充分好意的態度を以て之に報ゆるに吝ならざるものであります。目下北支地方は政務整理委員會の統制の下に比較的平穩なる状態を維持して居りますのは、誠に喜ばしきことであります。帝國政府としては、滿洲國と同地方との接壤關係並に北支停戦協定維持の見地等に顧み、其の治安維持に付ては特別の關心を持つものでありまして、苟も同地方の治安を亂すが如き事態の發現せざらんことを期待するものであります。

又同時に、支那に於ける共産黨の活動及共産軍跳梁の狀況に付ては、帝國政府としても、深甚なる關心を以て注意を拂うて居る次第であります。

帝國と「ソ」聯邦との國交關係を顧みますに、大正十四年北京基本條約の成立以來、兩國は正常なる接觸を續け來り、滿洲事變發生後も相互の立場を善く諒解しまして、其の間難問題の發生を見なかつたのであります。然るに、近來「ソ」聯邦の我國に對する態度には、若干の變調を呈

したるやの觀がありますのみならず、「ソ」聯邦は頻りに新聞通信等に依り内外に向つて我國に對する非難の聲を放ち、殊更事態の悪化を吹聴して其の内治外交上に之を利用するの感あるは、誠に意外且遺憾とする所であります。由來帝國政府の「ソ」聯邦に對する公正なる態度は、滿洲事變の以前と以後とを問はず、終始一貫して居り、國體思想等に於ては根本的に相容れざるものゝるに拘らず、常に善隣の關係を持続し、且平和手段を以て案件の解決に努めたのであります。特に滿洲國の成立後に於きましては、直接境を接する日、滿、「ソ」三國間の國交關係の調整が、東亞平和の爲極めて必要であるとの信念に基きまして、帝國政府は常に之が爲努力を續けて居る次第であります。現に「ソ」聯邦側の宣傳に拘らず、我日本軍は實際滿、「ソ」國境に於て何等なる軍事的施設を爲し居らざるは勿論、昨年六月以來北滿鐵道の讓渡交渉に付、帝國政府が滿、「ソ」兩國の間に、仲介斡旋の勞を執り來つたのも亦右方針を實行するの趣旨に外ならないのであります。事態斯の如くでありまして、「ソ」聯邦に於ても必ずや遠からず我誠意を充分諒得するに至るべきを確信して居ります。而して、北滿鐵道讓渡の交渉は、不幸停頓の状態となつて居るのであります。右交渉も遠からず再開に至らんことを冀望するものであります。

次に、帝國と北米合衆國との關係を觀察しますに、本來兩國間には根本的に解決困難なる問題は存在せずと言ひ得るのであります。抑帝國は米國に對し、常に衷心より善隣の關係を希望するものでありまして、進んで事を構へんとするが如きことなきは勿論であります。同時に米國に於ても、東亞に於ける帝國の地位を正當に諒得するに吝ならざるべきを信ずる次第であります。唯滿洲事變發生以來、米國の對日輿論は一時悪化し、爲に兩國民間に感情の疎隔を生じたるやの觀を呈するに至りましたが、固より帝國としては、東亞百年の平和を樹立せんとするの外何等他意なき次第でありますから、米國側に於ても複雑にして特異なる東亞の事態を充分に認識し、我國が東亞平和の安定力たる所以を諒解するに於きましては、日米間の感情の緊張は自ら緩和せらるべきを確信して疑はざる次第であります。依て彼我兩國は、其の通商貿易上の重要な關係にも鑑み、今後相互に益諒解を深め、歴史的親善關係を増進し、太平洋を距つる二大隣邦の間に、名實共に太平の氣を漂はすに至らんことを冀望して已まぬのであります。

又帝國と英帝國との傳統的親交關係は、今日の雖何等動搖せず、洋の東西に於て類似の地理的位置に在る兩帝國が、世界各方面に於て互に其の立場を理解し協力を爲すことは、世界平和の爲

に貢献する所以と思ひます。此の意味に於て、英帝國との間に通商貿易の問題に付其の利害の調節を計り、以て更に兩國親交關係の増進を期せんとするものであります。英帝國の重要な一員たる印度との間に於ては、困難なる通商問題の交渉が大體に於て結了を見ましたことは、雙方全局の爲に慶賀すべきことであります。

翻て輓近世界の狀勢を通觀致しますに、政治上の不安、經濟上の動搖思想上の混亂等の爲、國際關係に動もすれば平調を失はんとするの感がありまして、世界各國民間に相互信賴の念が稀薄と爲つた様に考へられますのは頗る遺憾とする所であります。若し各國互に其の誠意を披瀝して相互の立場を正解し、以て萬邦協和の大精神を發揮するに於ては、如何なる問題にても其の解決を計ること必ずしも至難では無い様に思ひます。要は各國が無用なる猜疑排他の風を改め、互に信賴協力の念を益高くするに在りと信ずるものであります。然るに、通商貿易の方面に於きましては、之に對する障礙は何等緩和の跡を示さず、却て増加するの傾向でありまして、曩に開かれました「ロンドン」經濟會議も、遂に所期の成果を擧ぐることなくして休會した次第であります。而して、近時我國の産業は著しく發達しました結果、對外貿易も亦大に進展するに至りまし

たが、諸外國中には一般的通商制限の傾向と相俟て、我商品の海外進出に對し各種の障礙を設くるもの續出する形勢でありますから、帝國政府は之に對し銳意機宜の對策を講じつゝある次第であります。他方國際間の理解等を進むる爲には、各國相互に其の独自の文化を諒解せしむることが與て力ある譯でありますから、政府は此の方面に於て朝野相應じ、内外に於ける適切なる施設を爲さんとするものであります。

以上説明申上げたる所に依りましても、我對外關係は現在に於ても、將又將來に於ても、種々多事であることは否まれませぬ。然しながら、凡そ國勢の向上する場合には、其の遭遇すべき事端多々あるものでありますから、我國民にして協力一致し、如何なる難局に逢著するも少しも動ぜざるの覺悟と準備とを怠らざると同時に、冷靜に且著實に「嚮ふ所正を履み行ふ所中を執り」以て事に當つて行きますならば、帝國の將來に付何等不安を感じるの要なきのみならず、前途寔に洋々たるものありと思ふのであります。之を要するに、帝國は東亞に於ける平和維持の唯一の礎として、其の全責任を荷ふものでありますから、吾人は一日も此の意識を離れてはならぬのであります。我外交も亦國防も、固より帝國の有する此の重大なる地位及責任より發するものであ

りまして、我國防は既に其の性質自體に於て全然防禦的であり、自衛的であると共に、我外交も亦、帝國の使命に基く正當且合理的主張を貫徹せんとするものであります。我帝國の此の自然且現實の地位が世界各國に依りても、明白に理解せらるべきは當然のことと信するのであります。

昭和十二年四月十五日十五版印刷
昭和十二年四月二十日十五版發行

〔定價金參圓五拾錢〕

編纂者 貴島國策研究室

發行人兼印刷人 貴島桃隆

發行所 東京市京橋區入船町三丁目二番地
國際經濟研究所

電話京橋一〇二四番
八〇四番
振替東京五五六四五番

不許
複製

發賣所

東京・早稻田

登

龍

閣

★ 物版出所究研濟經際國 ★

著者名	書名	版數	定價	送料
外務省	世界經濟年報	新刊	五圓五十錢	三〇錢
外務省	世界各國の國稅政策と通商政策	新刊	三圓	二〇錢
外務省	世界各國對外對日貿易統計	新刊	三圓五十錢	二〇錢
佐藤忠雄	日本外交論	再版	二圓	一〇錢
松島鹿夫	通商條約講話	再版	一圓五十錢	一〇錢
貴島外交研究室	排外支那の解剖	新刊	一圓五〇錢	一〇錢
外島外交研究室	世界の觀た二、二六事件	再版	五十錢	五錢
外島財政研究室	英米獨佛の豫算編成方針	再版	五十錢	五錢
三枝茂智	外交戰略論と外交大學	近刊	三十錢	二錢
貴島桃隆	歴代内閣の財政政策	近刊	二圓五十錢	二〇錢
貴島桃隆	歴代内閣の外交政策	近刊	二圓	二〇錢
貴島桃隆	歴代内閣の基本政策	近刊	一圓五十錢	十六錢



